

奈良市公報

第95号

令和5年5月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
4 1	157	奈良市営住宅等随時入居者の募集	住宅課
4 1	158	予防接種の実施	健康増進課
4 1	159	固定資産課税台帳に登録すべき令和5年度の固定資産の価格等の登録	資産税課
4 1	160	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の取消し	危機管理課
4 1	161	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	危機管理課
4 3	162	徴収事務の委託	産業政策課
4 3	163	指定納付受託者の指定	納税課
4 3	164	収納事務の委託	納税課
4 3	165	徴収事務の委託	保健衛生課
4 3	166	徴収事務の委託	廃棄物対策課
4 3	167	徴収事務の委託	障がい福祉課
4 3	168	指定納付受託者の指定	市民課
4 3	169	徴収事務の委託	都祁行政センター地域振興課
4 3	170	徴収事務の委託	都祁行政センター地域振興課
4 3	171	徴収事務の委託	都祁行政センター地域振興課
4 3	172	徴収事務の委託	文化振興課
4 3	173	徴収事務の委託	奈良町にぎわい課
4 3	174	令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症予防接種の実施）の一部改正	新型コロナウイルスワクチン接種推進課
4 3	175	令和5年度一般廃棄物処理実施計画	廃棄物対策課
4 3	176	徴収事務の委託	環境政策課
4 3	177	徴収事務の委託	環境政策課
4 3	178	徴収事務の委託	環境政策課
4 3	179	徴収事務の委託	医療政策課

4	4	180	指定管理者の指定	長寿福祉課
4	5	181	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護課
4	5	182	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
4	5	183	指定管理者の指定	長寿福祉課
4	5	184	指定管理者の指定	長寿福祉課
4	5	185	徴収事務の委託	長寿福祉課
4	5	186	奈良市森林整備計画の公衆縦覧	農政課
4	6	187	奈良市国民健康保険料督促状の公示送達	国保年金課
4	6	188	徴収事務の委託	長寿福祉課
4	6	189	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	6	190	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	7	191	指定管理者の指定	観光戦略課
4	10	192	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業の廃止	介護福祉課
4	10	193	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業の廃止	介護福祉課
4	10	194	道路の区域変更	土木管理課
4	10	195	道路の供用開始	土木管理課
4	10	196	国土調査の実施	土木管理課
4	10	197	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	12	198	住居番号の設定	市民課
4	12	199	住居番号の変更	市民課
4	13	200	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	13	201	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	13	202	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	13	203	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	13	204	放置自転車等の保管	環境政策課
4	14	205	包括外部監査契約の締結	法務ガバナンス課
4	14	206	令和5年奈良市告示第158号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課

公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
4	3	19	徴収事務等の委託	企業出納課
4	3	20	下水道事業受益者負担金の賦課対象区域	下水道事業課
4	3	21	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
4	4	22	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
4	11	23	奈良市排水設備指定工事店の指定	給排水課

教 育 委 員 会

月	日	番号	件名	主管
4	3	7	徴収事務の委託	地域教育課

選挙管理委員会

月	日	番号	件名
4	3	22	奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における投票管理者の職務を代理すべき者の変更
4	4	23	奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における投票管理者の変更
4	6	24	奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における投票管理者等の変更

農業委員会

月	日	番号	件名
4	7	5	農業委員会総会の招集

告

示

奈良市告示第 157 号

奈良市営住宅等随時入居者を次のとおり募集する。

令和 5 年 4 月 1 日

奈良市長 仲川 元庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込受付期間及び受付場所

令和 5 年 4 月 1 日 (土) から令和 6 年 3 月 31 日 (日) までの間。ただし、土日祝、令和 5 年 12 月 29 日 (金) から令和 6 年 1 月 3 日 (水) までを除く。

住宅課の窓口のみで受付する。

(2) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、住宅課窓口へ提出する。

イ 申込みは 1 世帯 1 通に限る。2 通以上の申込みや、重複した申込みは無効となる。

(3) 申込資格

市営住宅 一般向 (ア) から (イ) までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から 3 箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。) があること。単身者の申込みは、次の a から j までのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60 歳以上の者

b 身体障害のある者 (障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 15 号) 別表第 5 号の 1 級から 4 級まで)

c 精神障害のある者 (障害の程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 (昭和 25 年政令第 155 号) 第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級まで)

d 知的障害のある者 (障害の程度が c に相当)

e 戦傷病者で、その障害の程度が、恩給法 (大正 12 年法律第 48 号) に規定する特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の者

f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者

h 海外からの引揚者で引き揚げた日から 5 年を経過していない者

i ハンセン病療養所入所者等

j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) の規定による一時保護、婦人保護施設における保護、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者、裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない者、婦人相談所等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書 (配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して DV 被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。) が発行されている者

(イ) 奈良市営住宅条例 (昭和 61 年奈良市条例第 14 号) に定められた収入基準 (基準月収額) 以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法 (昭和 26 年法律第 193 号) や奈良市営住宅条例等に

違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。(住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。)

3 入居者の決定

(1) 先着順により入居予定者を決定する。

(2) 入居予定者に決定された者の提出書類

ア 住民票(市町村発行。提出日の3箇月以内に発行されたもの。)

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族(婚姻予定者を含む。)が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要とする。

イ 所得に関する証明書(提出日の3箇月以内に発行されたもの。)

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 最新年度の市県民税課税(又は非課税)証明書

所得額、扶養人数、控除額記載のもの。ただし、aが奈良市から発行される者は提出不要。

b 雇用契約書及び給与明細の写し

令和3年1月1日以降に就職又は転職した者についてはaのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出を求める場合がある。

c 退職証明書(勤務先発行)又は離職票

令和3年1月1日以降に退職した者についてはa、転職した者についてはa及びbのほか、退職証明書又は離職票の提出を求める場合がある。

d 収支明細書

令和3年1月1日以降に事業を始めた者についてはaのほか、収支明細書の提出を求める場合がある。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書(市町村発行)

ウ 個人番号提供書(該当者のみ)

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番(現住宅と一致すること。)が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本(該当者のみ。提出日の3箇月以内に発行されたもの。)

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。(住民票上同一世帯の場合を除く。)

キ 同居承諾書(該当者のみ)

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。(様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。)

ク 各種控除に関する証明書(該当者のみ)

入居予定者又は同居予定者に特別控除対象者がいる場合、特別控除対象者であることを証明する書類が必要である。

ケ 婚姻予約証明書(該当者のみ)

婚姻予定者(募集月の翌月から3箇月以内に結婚する者)は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ パートナーシップ宣誓書受領証等(該当者のみ)

奈良市パートナーシップ宣誓制度に登録している者は、パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードを提示し、パートナーシップ宣誓登録簿の状況照会に関する同意書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(3) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合、失格とする。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(4) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3箇月分。駐車場使用申込者のみ）、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和5年4月1日揭示済)

奈良市告示第158号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風(4種混合) ジフテリア・破傷風（二種混合）	生後2か月から生後90か月に至るまでの間にある者 11歳以上13歳未満の者	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	別紙1のとおり
麻しん・風しん(MR)、麻しんまたは風しん	1 生後12か月から生後24か月に至るまでの間にある者 2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 3 昭和37年4月2日から		

	昭和54年4月1日までに生まれた男性		ジによる
日本脳炎	1 生後6か月から生後90か月に至るまでの間にある者 2 9歳以上13歳未満の者 <特例> ・平成7年4月2日以降に生まれた7歳6か月以上20歳未満の者		別紙1のとおり
結核 (BCG)	1 歳に至るまでの間にある者		
ヒブ感染症	生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者		
小児肺炎球菌感染症	生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者		
ヒトパピローマウイルス感染症	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 <キャッチアップ接種>平成9年4月2日から平成19年4月1日生まれの女子で、3回接種が完了していない者		
水痘	生後12か月から生後36か月に至るまでの間にある者		
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者		
ロタウイルス感染症	<経口弱毒性ヒトロタウイルスワクチン>出生6週0日後から出生24週0日後までの間にある者 <五価経口弱毒性ロタウイルスワクチン>出生6週0日後から出生32週0日後までの間にある者		
成人用肺炎球菌感染症	65歳の者及び60歳以上65歳未満の者であって心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定める者		別紙2のとおり

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱 (37.5 度以上) を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー (即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応) を呈したことが明らかな者

- (4) 麻しん及び風しんの予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) 風しん予防接種の対象者3にあつては、当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの及び風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、定期の予防接種を行う必要がないと認められる者
- (6) BCG接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (7) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (8) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）、重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- (9) 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病にかかる法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往のある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (6) BCGについては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者
- (7) ロタウイルス感染症に係る予防接種対象者については、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある者

4 料金

- (1) 成人用23価肺炎球菌感染症予防接種については、自己負担金3,000円
- (2) それ以外の予防接種については、無料
- (3) 接種当日に、奈良市に住民登録がない者や予防接種の対象者の範囲に含まれない者は有料（全額負担）

5 長期療養者

長期にわたり療養を必要とする疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかったこと、その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、ロタウイルス感染症を除く当該特定疾病に係る予防接種法第5条第1項に規定する予防接種を受けることができなくなつたと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年、成人用肺炎球菌感染症については1年を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。 （予防接種法施行令第3条第2項関係）

6 その他

不明な点については、健康医療部健康増進課に問い合わせること。

別紙1

令和5年4月1日現在

医療機関名	所在地(奈良市)	予防接種の種類												
		コウモリ ワクチン 接種 済	ジフテ リア 破傷風 接種 済	ポリ オ	麻疹 風しん 1種2 種	日本 脳炎	B C G	ヒ ブ	小児 肺炎 菌	ヒト パロ マイ クス	水 痘	B 型 肝 炎	ロ タ	
ありまこどもクリニック	北登美ヶ丘四丁目1-18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飯田医院	北市町36									○				
飯田医院	三条添川町3-3				○					○				
あやめ池いしい婦人科クリニック	あやめ池北一丁目32-21A204									○				
いずみクリニック	西大寺国見町一丁目1 西大寺近鉄ビル1F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊藤医院	南永井町377-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
いぬいクリニック	疋田町二丁目1-5	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
今村糖尿病内科 津田外科診療所	秋篠新町269-4		○		○	○				○				
人江診療所	西大寺新町一丁目6-7	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○
岩井内科クリ ニック	大宮町四丁目331-1	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
岩佐クリニック	朝日町一丁目3-1				○	○						○		
うえしげクリ ニック	三条松町17-17 メディコートFSA2F								○	○	○	○		
植村医院	般若寺町170	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
江川内科消化器 科医院	杉ヶ町11-2 杉ヶ中町ビル1F	○	○	○	○	○				○	○	○		
衛藤医院	学園南一丁目1-17		○		○	○		○	○	○				
Mキッズクリ ニック	西登美ヶ丘二丁目11-12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大西クリニック	漢国町10	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
大橋耳鼻咽喉科	三条本町1-85	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
おおもりクリ ニック	六条二丁目18-36		○		○	○					○	○		
おかたに病院	南京終町一丁目25-1										○			
岡村産婦人科	西木辻町30-10										○			
おがわ小児科診 療所	鶴舞東町2-26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奥医院	東城戸町53		○		○	○								
折橋診療所	鳥見町三丁目11-1 富雄団地56-102	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鍛冶田クリニ ック	北登美ヶ丘三丁目12-15										○			
かじもとこども クリニック	学園大和町二丁目31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
加藤内科医院	三条町606-98 宇和島商会ビル1F				○						○	○	○	
かみつじこども クリニック	押熊町547-1 忍熊ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○

河原医院	中登美ヶ丘二丁目1981-105								○					
北岡クリニック	林小路町1-11								○					
喜多野診療所	中筋町15				○	○			○	○	○	○	○	○
北山医院	芝辻町一丁目9-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
きよ女性クリニック	石木町50-1								○					
クレヨン小児科	三松一丁目2-8-101	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
くわた在宅クリニック	神殿町313番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
こうあん診療所	三条大路一丁目1-90 奈良セントラルビル1F				○	○			○	○				
国分医院	南紀寺町五丁目53-1	○	○	○	○									
後藤医院	右京三丁目19-1				○	○							○	
こののは内科クリニック	六条二丁目18-3 奈良 六条医療モール1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
こばやし耳鼻咽喉科	学園北一丁目9-1 パラディII 5F	○	○	○	○	○							○	○
小山医院	中山町西三丁目444-1		○		○	○							○	
済生会奈良病院	八条四丁目643	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西大寺セントラルクリニック	菅原東二丁目20-13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
齋藤医院	中登美ヶ丘二丁目1984-58	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
酒井内科医院	南京終町一丁目193-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
坂口医院	瓦堂町6-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
さくらこどもクリニック	三条添川町1-20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐野内科医院	小西町10		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沢井病院	船橋町8	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
塩谷内科診療所	左京一丁目13-37		○		○	○							○	○
しだ小児科クリニック	中登美ヶ丘三丁目1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
庄野整形外科	六条二丁目19-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
しらやま医院	尼辻中町10-27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市立奈良病院	東紀寺町一丁目50-1	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新大宮診療所	芝辻町四丁目7-2												○	
しんのクリニック	恋の窪一丁目5-1												○	
すぎはら婦人科	中登美ヶ丘六丁目3-3 リコラス登美ヶ丘A棟3F												○	
すくすくこどもクリニック	菅原町648-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鈴木内科クリニック	西大寺本町5-8	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○

須基内科医院	南京終町一丁目109-1	○	○	○	○			○	○		○	○		
そめかわクリ ニック	中山町西四丁目456-1 T. S. ビル201	○	○	○	○	○		○	○		○	○		
高井レディース クリニック	油阪町1-66									○				
高浜医院	千代ヶ丘二丁目1-31		○		○	○		○	○	○	○			
田北クリニック	佐紀町2ならファミリー 別館3号館2・3F	○	○	○	○	○						○	○	
竹谷内科医院	富雄元町二丁目1-19 奥川ビル2F		○			○						○		
竹村内科医院	椿井町33	○	○	○	○	○					○	○	○	
辰巳内科医院	六条一丁目3-39	○	○	○	○	○		○	○		○			
田中小児科医院	右京四丁目14-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
谷掛整形外科診 療所	神殿町644-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
田村医院	四条大路一丁目7-19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ちえクリニック	学園北一丁目14-13 メディカル学園前3F	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
つじもとクリ ニック	学園北二丁目1-5コーレルコー ト学園前レジデンス施設棟1F	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
つるはら耳鼻科	神殿町694-1							○	○					
帝塚山クリニッ ク	帝塚山一丁目1-33-101 ツインコート帝塚山1F		○		○	○				○				
寺崎クリニック	南城戸町67									○				
東大寺福祉療育 病院	雄司町406-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富雄医院	富雄元町三丁目1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
とみお岩崎クリ ニック	二名三丁目1046-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富雄産婦人科	三松四丁目878-1										○			
登美ヶ丘クリ ニック	中登美ヶ丘四丁目3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中井医院	大宮町三丁目4-33										○			
中岡内科クリ ニック	西大寺東町二丁目1-63 サンワシティ西大寺3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中川内科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル1F	○	○	○	○	○					○			
中島クリニック	鶴舞東町2-11 松下興産ビル1F					○					○			
永田医院	芝辻町四丁目13-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
永野クリニック	鳥見町二丁目11-8	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
なかむら小児科	学園北一丁目14-13 メディカル学園前3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
なら家庭医療ク リニック	紀寺町416番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良市立興東診 療所	大柳生町4254					○								
奈良市立田原診 療所	横田町336-1					○								
奈良市立月ヶ瀬 診療所	月ヶ瀬尾山2790	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○

奈良市立都祁診療所	都祁白石町1084	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良市立柳生診療所	邑地町2786	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良西部病院	三碓町2143-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良みあとクリニック	大安寺町514-1-C3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ならやま診療所	右京三丁目2-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
なんぶ小児科アレルギー科	三条本町1-2 JR奈良駅NKビル3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
にいのみ小児科	藤ノ木台三丁目4-17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西浦クリニック	三条本町7-21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西尾外科医院	あやめ池南一丁目7-7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西村クリニック	四条大路一丁目1-30 東亜シティプラザ2F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西脇医院	菅原町506-7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西脇内科医院	神功3丁目7-29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
のがみこどもクリニック	六条西一丁目12-59	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はしもと内科	東向北町30-1 グランドカワイビル2F					○								
秦医院	西大寺国見町二丁目1-13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はらだ医院	紀寺町607	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はらだ糖尿病・腎・内科クリニック	中登美ヶ丘三丁目1番地1階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東谷医院	南魚屋町37				○	○								
ひかりクリニック	学園北一丁目8-8 サンライトビル5F									○				
久永婦人科クリニック	西大寺東町二丁目1-63 サンワシティ西大寺3F									○				
日吉耳鼻咽喉科クリニック	中登美ヶ丘三丁目2-101	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ひらおか内科クリニック	あやめ池南六丁目3-36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平野医院	西大寺東町二丁目1-52									○				
ひらのレディースクリニック	西大寺南町5-26 T・Kビル西大寺SOUTH4F									○				
広岡西部診療所	赤膚町1032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ファミリークリニック戸田	登美ヶ丘一丁目1-13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島医院	学園北一丁目9-1 パラディ学園前5F					○								
福山医院	尾辻中町11-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平城診療所	朱雀三丁目8-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
堀池医院	西登美ヶ丘五丁目3-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
前川医院	東登美ヶ丘一丁目12-3									○	○			

まえだ医院	朱雀四丁目1-5												○				
前田医院	西新在家町2-6				○	○							○				
前田小児科医院	富雄元町四丁目8-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松井医院	三条松町19-4	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○
まほろばクリ ニック	奈良阪町2271-3												○				
三谷医院	神殿町171-4	○	○	○	○	○								○			
むくぼ医院	平松一丁目31-22		○		○	○											
村嶋小児科医院	芝辻町二丁目11-7 大島ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
森井小児科医院	元興寺町32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森田医院	高天市町32	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○		
森田内科循環器 科クリニック	宝来三丁目3-21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森内科クリニッ ク	学園北一丁目11-4エル ・アベニュー学園前3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
森村医院	秋篠町922	○	○	○	○	○				○	○				○	○	
矢追医院	高畑町1112	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
やすい小児科医 院	富雄元町一丁目12-1 オルサム富雄4F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安田医院	中山町西二丁目1052-50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安田小児科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
やまざきクリ ニック	佐紀町2762-4												○				
やまだクリニッ ク	あやめ池北一丁目32- 21-A205		○		○	○								○			
大和診療所	大宮町二丁目6-9	○	○	○	○	○				○	○	○	○				
やまもと小児科	朱雀六丁目9-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陽クリニック	大宮町四丁目241-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
洋子レディース クリニック	学園大和町三丁目40-2													○			
吉田病院	西大寺赤田町一丁目7-1													○			
吉本医院	大宮町六丁目5-5	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○		
よねだ内科クリ ニック	学園大和町六丁目1542- 382	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○
らくじクリニック	南新町19-1 南新町ビル1F							○						○			
和田医院	恋の窪三丁目7-3	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○		
和田内科外科医 院	六条緑町三丁目8-48		○		○	○											

別紙2 成人用23価肺炎球菌登録医療機関 (令和5年4月1日現在)		電話 (0742)
予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	所 在 地 (奈 良 市)	
医 療 機 関 名		
あおきクリニック	あやめ池南六丁目8-40	81-7596
あそだ内科クリニック	芝辻町四丁目2-2 新大宮伝宝ビル5F	35-2202
阿部クリニック	学園南一丁目2-20	44-5155
あやめ池診療所	あやめ池南六丁目1-7	45-0460
あやめ池いしい婦人科クリニック	あやめ池北一丁目32-21 A204	52-0600
飯田医院	北市町36	23-0701
飯田医院	三条添川町3-3	34-0333
いがらし整形外科	朱雀三丁目14-1 プロムナード高の原2F	71-5553
いけだクリニック	中町4842-1	93-4381
石崎内科天満診療所	高畑町1073 中尾ビル102	27-3601
いずみクリニック	西大寺国見町一丁目1 西大寺近鉄ビル1F	52-2601
伊藤医院	五条町9-43	35-5557
伊藤医院	南永井町377-3	61-3677
稲垣医院	西登美ヶ丘四丁目5-14	49-0777
いぬいクリニック	疋田町二丁目1-5	81-7810
今村糖尿病内科津田外科診療所	秋篠新町269-4	47-7082
入江診療所	西大寺新町一丁目6-7	30-5151
岩井内科クリニック	大宮町四丁目331-1	33-3006
岩崎耳鼻咽喉科医院	西大寺南町5-58	46-3357
岩佐クリニック	朝日町一丁目3-1	40-3331
うえしげクリニック	三条松町17-17 メディコートFSA2F	36-7564
植村医院	般若寺町170	26-5395
植山医院	朱雀五丁目11-12	70-6555
梅谷内科クリニック	富雄川西二丁目7-7 富雄川西メディカルビル1F	47-1151
梅の木クリニック	尾辻中町10-25	30-3633
うらもとクリニック	四条大路一丁目3-53	93-7575
江川内科消化器科医院	杉ヶ町11-2 杉ヶ中町ビル1F	24-9055
衛藤医院	学園南一丁目1-17	43-2525
おうとくクリニック	三条木町8-1	32-0109
大西内科医院	あやめ池南二丁目2-8	46-5381

大橋耳鼻咽喉科	三条本町1-85	35-6860
おおまえ医院	大宮町三丁目1-33 エクセレンスビル1F	33-7830
おおもりクリニック	六条二丁目18-36	53-3955
おがわ小児科診療所	鶴舞東町2-26 第二岡田ビル1F	44-1155
奥医院	東城戸町53	22-6113
尾崎二郎整形外科東大寺前	川久保町19-1	20-2601
おしくまクリニック	押熊町547-1 忍熊ビル1F	53-1700
折橋診療所	鳥見町三丁目11-1 富雄団地56-102	45-4777
甲斐内科消化器内科クリニック	三条本町1-2 JR奈良駅NKビル3F	81-3565
学園前きたにクリニック	学園北一丁目14-13	53-7117
学園南クリニック	学園大和町二丁目27	51-9111
鍛冶田クリニック	北登美ヶ丘三丁目12-15	52-3001
柏井クリニック	芝辻町四丁目13-3	34-5451
片岡診療所	二条町二丁目3-10	33-5385
かづきクリニック	大宮町五丁目1-10-1	32-3201
加藤内科医院	三条町606-98 宇和島商会ビル1F	24-2048
門野医院	西大寺国見町二丁目3-17	48-9267
金田内科医院	南市町6	26-6170
金田内科クリニック	西御門町28 北川ビル2F	26-2255
河原医院	中登美ヶ丘二丁目1981-105	44-1795
北岡クリニック	林小路町1-11	23-9805
喜多野医院	中筋町26	23-2131
喜多野診療所	中筋町15	22-6041
北村皮膚科医院	西大寺南町5-8	41-1112
北山医院	芝辻町一丁目9-5	33-6383
きよ女性クリニック	石木町50-1	53-0411
きわもと泌尿器科クリニック	押熊町547-1 忍熊ビル3F	52-7580
くがい整形外科	あやめ池北一丁目32-21-A203	81-3218
楠原クリニック	小川町4	26-0026
くわた在宅クリニック	神殿町313	93-9323
こうあん診療所	三条大路一丁目1-90 奈良セントラルビル1F	32-0510

国分医院	南紀寺町五丁目53-1	22-2266
小島診療所	学園南三丁目4-24	49-1287
こたけ整形外科	中登美ヶ丘六丁目3-3 リコラス登美ヶ丘A棟3F	52-7779
後藤医院	右京三丁目19-1	71-1180
ことのは内科クリニック	六条二丁目18-3 奈良六条医療モール1号	52-8823
こばやし耳鼻咽喉科	学園北一丁目9-1 パラディ学園前II5F	40-1133
小山医院	中山町西三丁目444-1	49-2205
こんどう泌尿器科・内科クリニック	南京終町710-1	63-7150
西大寺駅前内科・リウマチクリニック	西大寺南町5-29 大和西大寺駅前第二ビル102	53-3200
西大寺セントラルクリニック	菅原東二丁目20-13	49-7523
齋藤医院	中登美ヶ丘二丁目1984-58	44-3656
斎藤医院	法蓮町969	26-5168
酒井内科医院	南京終町一丁目193-5	63-0701
坂口医院	瓦堂町6-1	22-4514
さくら診療所	南京終町一丁目183-25	50-1600
さくらい悟良整形外科クリニック	鶴舞西町1-16 マツヨシビル2F	81-9711
佐野内科医院	小西町10	22-3277
佐保川診療所	今在家町38	22-3201
塩田医院	此瀬町358-1	81-0002
塩谷内科診療所	左京一丁目13-37	71-3950
しき地診療所	佐保台一丁目3571-208	71-0034
島田医院	富雄北一丁目2-23	44-0004
島本クリニック	西大寺南町5-26 T・Kビル西大寺SOUTH3F	53-2100
清水整形外科	宝来三丁目7-38	44-2247
清水内科医院	朱雀四丁目1-26	71-3599
しみず泌尿器科クリニック	西大寺南町17-3 カーサ・ウェルネス102	40-0432
庄野整形外科	六条二丁目19-8	46-1235
しらい内科医院	青山四丁目2-3	27-4858
しらやま医院	尼辻中町10-27	35-1788
新大宮診療所	芝辻町四丁目7-2	33-7800
しんのクリニック	恋の窪一丁目5-1	87-0577

すくすくこどもクリニック	菅原町648-1	40-3939
鈴木内科クリニック	西大寺本町5-8	33-3786
須基内科医院	南京終町一丁目109-1	61-5111
せいかクリニック	藤ノ木台三丁目2-12	46-8666
そめかわクリニック	中山町西四丁目456-1 T.S.ビル2F	51-9938
高井レディースクリニック	油阪町1-66	26-0551
高木医院	三条町2-474 福森ビル2F	26-2050
高の原すずらん内科	右京一丁目3-4	95-6888
高畑診療所	高畑町95-1	23-3202
高浜医院	千代ヶ丘二丁目1-31	52-7010
田北クリニック	佐紀町2 ならファミリー別館3号館2・3F	36-5551
竹谷内科医院	富雄元町二丁目1-19 奥川ビル2F	45-2011
竹村内科医院	椿井町33	22-4617
辰巳内科医院	六条一丁目3-39	46-9330
田中医院	百楽園二丁目1-1	44-6669
谷掛整形外科診療所	神殿町644-1	62-7577
玉木耳鼻咽喉科	椿井町43	26-6587
田村医院	四条大路一丁目7-19	33-0635
ちえクリニック	学園北一丁目14-13 メディカル学園前3F	93-7412
つかもと整形外科	花芝町28 丸谷ビル1F	23-5680
辻野医院	学園朝日町2-15-2	44-2435
つじもとクリニック	学園北二丁目1-5 ローレルコート 学園前レジデンス施設棟1F	51-7000
土谷耳鼻咽喉科	西紀寺町32-3	23-4187
坪村診療所	南市町25	22-2756
つるた内科	学園大和町五丁目117	51-3300
つるはら耳鼻科	神殿町694-1	64-3033
出口脳神経クリニック	高天町38-3 近鉄高天ビル1F	25-5200
帝塚山クリニック	帝塚山一丁目1-33-101 ツインコート帝塚山1F	41-8833
寺崎クリニック	南城戸町67	22-5091
富雄医院	富雄元町三丁目1-2	45-0178
とみお岩崎クリニック	二名三丁目1046-1	93-8755

とみお診療所	三雑二丁目1-6	45-7480
登美ヶ丘クリニック	中登美ヶ丘四丁目3	41-6556
中井医院	大宮町三丁目4-33	33-7785
中井耳鼻咽喉科	学園北二丁目1-6-B-3	46-2668
中岡内科クリニック	西大寺東町二丁目1-63 サンワシ ティ西大寺3F	32-3800
なかがわ呼吸器科・アレルギー科医院	朱雀五丁目3-8	70-5433
中川内科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル1F	48-1509
長崎医院	学園北一丁目3-17	45-4114
中島クリニック	鶴舞東町2-11 松下興産ビル1F	47-3344
永田医院	芝辻町四丁目13-1	34-7025
なかた整形外科	中山町西四丁目456-1 T.S.ビル1F	53-0051
中野司朗レディースクリニック	北登美ヶ丘五丁目2-1	51-0101
永野クリニック	鳥見町二丁目11-8	45-3550
なかむら小児科	学園北一丁目14-13 メディカル学 園前3F	43-7713
中村脳神経外科クリニック	学園大和町二丁目125-5	81-7774
なないろクリニック	中山町西二丁目939-77	52-0716
なら家庭医療クリニック	紀寺町416番地1	81-8882
奈良甲状腺クリニック	西大寺南町5-26 T・Kビル西大寺 SOUTH4F	95-9084
奈良市立興東診療所	大柳生町4254	93-0130
奈良市立田原診療所	横田町336-1	81-0027
奈良市立月ヶ瀬診療所	月ヶ瀬尾山2790	(0743) 92-0030
奈良市立都祁診療所	都祁白石町1084	(0743) 82-1411
奈良市立柳生診療所	邑地町2786	94-0210
なら内視鏡クリニック	三条本町9-1 三条通ガーデンハイ ツ1F	32-2882
奈良みあとクリニック	大安寺町514-1-C3	34-7550
ならやま診療所	右京三丁目2-2	71-1000
西浦クリニック	三条本町7-21	23-0865
西尾外科医院	あやめ池南一丁目7-7	45-0002
西川耳鼻咽喉科医院	右京三丁目23-6	71-9470
にしで整形外科	南京終町二丁目1201-14 エービス ビル1F	63-2500
西の京病院西大寺クリニック	西大寺南町4-11 明光第6ビル2F	52-3711

西村クリニック	四条大路一丁目1-30 東亜シティ ラザ2F	36-1241
にしやまクリニック	右京一丁目3-4 すずらん南館2F	72-1122
西脇医院	菅原町506-7	44-8866
西脇クリニック	東紀寺町二丁目7-13	27-3033
西脇内科医院	神功三丁目7-29	71-3336
のがみこどもクリニック	六条西一丁目12-59	43-1086
はしもと内科	東向北町30-1 グランドカワイビル 2F	25-2828
長谷整形外科クリニック	藤ノ木台四丁目6-4	51-6777
秦医院	西大寺国見町二丁目1-13	45-0822
花本クリニック	西登美ヶ丘三丁目18-3	46-0731
浜田クリニック	学園南一丁目3-4	45-9000
はらだ医院	紀寺町607	22-6817
はらだ糖尿病・腎・内科 クリニック	中登美ヶ丘三丁目1-1階	52-1171
東谷医院	南魚屋町37	22-5731
ひかりクリニック	学園北一丁目8-8 サンライトビル 5F	51-0051
日吉耳鼻咽喉科クリニック	中登美ヶ丘三丁目2 ローレルスク エア登美ヶ丘東館II 101号	52-3871
ひらおか内科クリニック	あやめ池南六丁目3-36	41-8810
広岡西部診療所	赤膚町1032	45-7451
ファミリークリニック戸田	登美ヶ丘一丁目1-13	52-5500
福島医院	学園北一丁目9-1 パラディ学園前 II 5F	45-3000
福山医院	尼辻中町11-3	33-5135
藤岡医院	登美ヶ丘三丁目14-5	53-4615
平城園診療所	秋篠町1567	52-3820
堀池医院	西登美ヶ丘五丁目3-8	43-3359
前川医院	東登美ヶ丘一丁目12-3	46-2246
まえだ医院	朱雀四丁目1-5	71-1221
前田医院	西新在家町2-6	27-1233
前田小児科医院	富雄元町四丁目8-14	46-3113
松井医院	三条松町19-4	35-1310
松尾医院	学園大和町一丁目26	46-3381
まつお内科	中登美ヶ丘六丁目6-3-3 リコラス 登美ヶ丘A棟3F	52-8551

松下クリニック	登美ヶ丘二丁目5-21	48-6022
まつむら整形外科クリニック	学園中三丁目705-63	53-0012
まほろばクリニック	奈良阪町2271-3	25-2211
丸山診療所	丸山二丁目1220-163	51-7336
三谷医院	神殿町171-4	61-5057
みやぎわ内科クリニック	押熊町1141	43-5508
むくぼ医院	平松一丁目31-22	44-1735
村井整形外科	富雄北二丁目3-3	51-6788
森井小児科医院	元興寺町32	24-3161
森田医院	高天市町32	22-3836
森田診療所	学園南一丁目2-1	45-0603
森田内科循環器科クリニック	宝来三丁目3-21	47-5177
森内科クリニック	学園北一丁目11-4 エル・アベ ニュー学園前3F	49-6663
森村医院	秋篠町922	45-4722
矢追医院	高畑町1112	22-2225
やすい小児科医院	富雄元町一丁目12-1 オルサム富雄 4F	43-2587
安田医院	中山町西二丁目1052-50	47-0156
安田小児科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル2F	44-0385
やまがた内科医院	法蓮町1095	20-6220
やまざきクリニック	佐紀町2762-4	34-3675
山田胃腸科肛門科	鳥見町一丁目1-1	47-3870
やまだクリニック	あやめ池北一丁目32-21-A205	81-3246
大和診療所	大宮町二丁目6-9	36-5600
やまね内科クリニック	西大寺新田町1-12-2	53-7716
やまもと小児科	朱雀六丁目9-5	72-0055
陽クリニック	大宮町四丁目241-1	32-3720
洋子レディースクリニック	学園大和町三丁目40-2	51-1200
吉川診療所	柴屋町4	61-7913
吉本医院	大宮町六丁目5-5	33-5111
よねだ内科クリニック	学園大和町六丁目1542-382	48-7310
よもき痛みのクリニック	四條大路五丁目1-55	32-5550

らくじクリニック	南新町19-1 南新町ビル1F	26-4165
和田医院	恋の窪三丁目7-3	35-1771
和田内科外科医院	六条緑町三丁目8-48	41-2000
おかたに病院	南京終町一丁目25-1	63-7700
五条山病院	六条西四丁目6-3	44-1811
済生会奈良病院	八条四丁目643	36-1881
沢井病院	船橋町8	23-3086
市立奈良病院	東紀寺町一丁目50-1	24-1251
石洲会病院	四条大路一丁目9-4	34-6300
高の原中央病院	右京一丁目3-3	71-1030
東大寺福祉療育病院	雑司町406-1	22-5577
奈良医療センター	七条二丁目789	45-4591
奈良春日病院	鹿野園町1212-1	24-4771
奈良西部病院	三碓町2143-1	51-8700
奈良セントラル病院	石木町800	93-8520
奈良東九条病院	東九条町752	61-1118
ならまちリハビリテーション病院	杉ヶ町57-1	20-3700
西奈良中央病院	鶴舞西町1-15	43-3333
西の京病院	六条町102-1	35-1121
松倉病院	川之上突抜町15	26-6941
吉田病院	西大寺赤田町一丁目7-1	45-4601

(令和5年4月1日揭示済)

奈良市告示第159号

固定資産課税台帳に登録すべき令和5年度の固定資産の価格等の全てを登録したので、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により公示する。

令和5年4月1日

奈良市長 仲川元庸
(令和5年4月1日揭示済)

奈良市告示第160号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項及び第49条の7第2項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を取り消したので、同法第49条の6第2項及び第49条の7第2項の規定により次のとおり公示する。

令和5年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定緊急避難場所の指定の取り消し

- 県立高円高等学校（奈良市白毫寺町633番地）
- 県立西の京高等学校（奈良市六条西三丁目24番1号）
- ならやま小中学校（奈良市神功二丁目1番地）
- （旧）神功小学校（奈良市神功二丁目2番地）

2 指定避難所の指定の取り消し

- 県立高円高等学校（奈良市白毫寺町633番地）
- 県立西の京高等学校（奈良市六条西三丁目24番1号）
- ならやま小中学校（奈良市神功二丁目1番地）
- （旧）神功小学校（奈良市神功二丁目2番地）

3 指定の取り消し年月日

令和5年4月1日

(令和5年4月1日揭示済)

奈良市告示第161号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したので、同法第49条の4第3項及び第49条の7第2項の規定により次のとおり公示する。

令和5年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定緊急避難場所

- 県立高円芸術高等学校（奈良市白毫寺町633番地）
- 奈良県立大学附属高等学校（奈良市六条西三丁目24番1号）
- ならやま中学校（奈良市神功二丁目1番地）
- ならやま小学校（奈良市神功二丁目1番地）

2 指定避難所

- 県立高円芸術高等学校（奈良市白毫寺町633番地）
- 奈良県立大学附属高等学校（奈良市六条西三丁目24番1号）
- ならやま中学校（奈良市神功二丁目1番地）
- ならやま小学校（奈良市神功二丁目1番地）

3 指定年月日

令和5年4月1日

(令和5年4月1日揭示済)

奈良市告示第162号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年4月3日

奈良市長 仲川 元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
小学館集英社プロダクション共同企業体 代表者 東京都千代田区神田神保町2-30 昭和ビル 株式会社小学館集英社プロダクション 代表取締役社長 都築 伸一郎	なら工芸館使用料

2 委託の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(令和5年4月3日揭示済)

奈良市告示第163号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)第22条の2第2項の規定により告示する。

令和5年4月3日

奈良市長 仲川 元庸

マルチペイメント(多様な支払・決済方法)・クレジット決済に係る指定納付受託者

1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金
奈良県生駒市東生駒一丁目61番地7 南都ディーシーカード株式会社 代表取締役 東川 晃三	
東京都港区南青山五丁目1番22号 株式会社ジェーシービー 代表取締役会長兼執行役員社長 浜川 一郎	
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス 楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史	
東京都港区海岸1丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝 オフィスタワー SBペイメントサービス株式会社 代表取締役社長兼CEO 榛葉 淳	
東京都千代田区紀尾井町1番3号 PayPay株式会社 代表取締役社長執行役員CEO 中山 一郎	
東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルN棟2階 株式会社アイモバイル	

代表取締役社長 野口 哲也 東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号 デジタルゲートビル10階 株式会社DG フィナンシャルテクノロジー 代表取締役 篠 寛	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金
東京都渋谷区道玄坂1-2-3 渋谷フクラス GMO ペイメントゲートウェイ株式会社 代表取締役社長 相浦 一成	

2 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(令和5年4月3日揭示済)

奈良市告示第164号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月3日

奈良市長 仲川 元庸

マルチペイメント(多様な支払・決済方法)に係る受託者

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス 楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史	
東京都中央区京橋二丁目2番1号 株式会社さとふる 代表取締役社長 藤井 宏明	
東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S. ビルN棟2階 株式会社アイモバイル 代表取締役社長 野口 哲也	
東京都港区赤坂三丁目3番3号 株式会社一休 代表取締役 榎 淳	

2 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(令和5年4月3日揭示済)

奈良市告示第165号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月3日

奈良市長 仲川 元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
-----	------

奈良県橿原市城殿町 459 大和平野土地改良区内 公益社団法人 奈良県獣医師会 会長 吉岡 豊	狂犬病予防注射済票交付手数料				
2 委託の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (令和5年4月3日揭示済)					
奈良市告示第166号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。 令和5年4月3日 奈良市長 仲川 元庸					
1 受託者・徴収事務					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>受託者</th> <th>徴収事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良市大安寺三丁目10番21号 株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 葛原 克巳</td> <td>し尿の収集運搬に係る一般廃棄物処理手数料 (月ヶ瀬・都祁を除く地域に限る)</td> </tr> </tbody> </table>	受託者	徴収事務	奈良市大安寺三丁目10番21号 株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 葛原 克巳	し尿の収集運搬に係る一般廃棄物処理手数料 (月ヶ瀬・都祁を除く地域に限る)	
受託者	徴収事務				
奈良市大安寺三丁目10番21号 株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 葛原 克巳	し尿の収集運搬に係る一般廃棄物処理手数料 (月ヶ瀬・都祁を除く地域に限る)				
2 委託の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (令和5年4月3日揭示済)					
奈良市告示第167号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。 令和5年4月3日 奈良市長 仲川 元庸					
1 受託者・徴収事務					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>受託者</th> <th>徴収事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良市二条町二丁目9番2号 一般社団法人 奈良市歯科医師会 会長 森 直樹</td> <td>奈良市立みどりの家歯科診療所にかかる使用料及び手数料</td> </tr> </tbody> </table>	受託者	徴収事務	奈良市二条町二丁目9番2号 一般社団法人 奈良市歯科医師会 会長 森 直樹	奈良市立みどりの家歯科診療所にかかる使用料及び手数料	
受託者	徴収事務				
奈良市二条町二丁目9番2号 一般社団法人 奈良市歯科医師会 会長 森 直樹	奈良市立みどりの家歯科診療所にかかる使用料及び手数料				
2 委託の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (令和5年4月3日揭示済)					
奈良市告示第168号 地方自治法(平成22年法律第67号)第231号の2の3第2項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)第22条の2第2項の規定により告示する。 令和5年4月3日 奈良市長 仲川 元庸					
1. 指定納付受託者・指定納付受託者に納付させる歳入の種類					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定納付受託者</th> <th>指定納付受託者に納付させる歳入の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都渋谷区恵比寿南 3-5-7 デジタルゲートビル 10階 株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー 代表取締役執行役員社長 篠 寛</td> <td>戸籍謄抄本等交付手数料 戸籍記載事項証明書交付手数料 除籍謄抄本等交付手数料 除籍記載事項証明書交付手数料 届出又は申請の受理等の証明書交付手数料</td> </tr> </tbody> </table>	指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類	東京都渋谷区恵比寿南 3-5-7 デジタルゲートビル 10階 株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー 代表取締役執行役員社長 篠 寛	戸籍謄抄本等交付手数料 戸籍記載事項証明書交付手数料 除籍謄抄本等交付手数料 除籍記載事項証明書交付手数料 届出又は申請の受理等の証明書交付手数料	
指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類				
東京都渋谷区恵比寿南 3-5-7 デジタルゲートビル 10階 株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー 代表取締役執行役員社長 篠 寛	戸籍謄抄本等交付手数料 戸籍記載事項証明書交付手数料 除籍謄抄本等交付手数料 除籍記載事項証明書交付手数料 届出又は申請の受理等の証明書交付手数料				

	届書等閲覧手数料 住民基本台帳閲覧手数料 住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料 住民票の写し広域交付手数料 除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料 戸籍の附票の写し交付手数料 戸籍の附票の除票の写し交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料
--	---

2. 指定期間

令和5年4月1日から令和5年4月30日まで

(令和5年4月3日揭示済)

奈良市告示第169号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和5年4月3日

奈良市長 仲川 元 庸

1 委託を受けた者の所在地及び氏名

奈良市三条本町13番1号
一般財団法人 奈良市総合財団
理事長 西谷 忠雄

2 委託した事務の範囲

奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設使用料の徴収事務

3 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(令和5年4月3日揭示済)

奈良市告示第170号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により奈良市都祁体育館使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和5年4月3日

奈良市長 仲川 元 庸

1 委託を受けた者の所在地及び氏名

奈良市三条本町13番1号
一般財団法人 奈良市総合財団
理事長 西谷 忠雄

2 委託した事務の範囲

奈良市都祁体育館使用料の徴収事務

3 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(令和5年4月3日揭示済)

奈良市告示第171号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により奈良市都祁交流センター使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和5年4月3日

奈良市長 仲川 元 庸

1 委託を受けた者の所在地及び氏名

奈良市三条本町 13 番 1 号
 一般財団法人 奈良市総合財団
 理事長 西谷 忠雄

2 委託した事務の範囲

奈良市都祁交流センター施設使用料、備品使用料の徴収事務

3 委託した期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(令和 5 年 4 月 3 日揭示済)

奈良市告示第 172 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 号第 1 項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 3 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市杏町 79 番地の 4 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 会長 福井 重忠	北部会館市民文化ホール施設使用料
	北部会館市民文化ホール附属設備使用料
奈良市杉ヶ町 23 番地 公益財団法人奈良市生涯学習財団 理事長 西谷 忠雄	西部会館市民ホール施設使用料
	西部会館市民ホール附属設備使用料

2 委託の期間

委託の期間	徴収事務
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで	北部会館市民文化ホール施設使用料
	北部会館市民文化ホール附属設備使用料
	西部会館市民ホール施設使用料
	西部会館市民ホール附属設備使用料

(令和 5 年 4 月 3 日揭示済)

奈良市告示第 173 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 3 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者

大阪市中央区難波二丁目 2 番 3 号
 ミディ総合管理株式会社
 代表取締役社長 石原 浩一郎

2 徴収事務

奈良市観光自動車駐車場駐車料金

3 委託の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(令和 5 年 4 月 3 日揭示済)

奈良市告示第 174 号

令和 3 年奈良市告示第 233 号（新型コロナウイルス感染症予防接種の実施）の一部を次のように改正し、令和 5 年

4月1日から適用する。

令和5年4月3日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表を次のように改める。

予防接種の種類	ワクチンの種類	予防接種の対象者の範囲		予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
新型コロナウイルス感染症	コミナティ筋注 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和4年厚生労働省令第165号)附則第4項の規定によりなおその効力を有することとされる同省令第3条の規定による改正前の予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)附則(以下「令和4年12月改正前省令附則」という。)第7条第1項第1号に規定する方法)	初回接種(令和4年12月改正前省令附則第7条第1項の初回接種をいう。以下同じ。)	12歳以上の者	令和3年4月12日から令和6年3月31日まで	厚生労働省ホームページ「コロナワクチンナビ」に掲載されている本市内の接種会場
	コミナティ筋注 5～11歳用(令和4年12月改正前省令附則第7条第1項第3号に規定する方法)	初回接種	1回目の接種時において、5歳以上12歳未満の者	令和4年2月21日から令和6年3月31日まで	
	ヌバキソビッド筋注(令和4年12月改正前省令附則第7条第1項第4号に規定する方法)	初回接種	12歳以上の者	令和4年5月25日から令和6年3月31日まで	
		令和四年秋開始接種(令和4年12月改正前省令附則第10条第1項の令	12歳以上の者	令和4年11月8日から令和6年3月31日まで	

		和四年秋開始接種をいう。以下同じ。)		
	コミナティ筋注 6 ヲ月～4 歳用 (令和4年12月 改正前省令附則 第7条第1項第 5号に規定する 方法)	初回接種	1 回目の接種 時において生 後6月以上5 歳未満の者	令和4年10月 24日から令和6 年3月31日ま で
	スパイクバック ス筋注(2価:起 源株/オミクロ ン株BA. 1)(令 和4年12月改 正前省令附則第 10条第1項第1 号に規定する方 法)	令和四年秋開始接種	12歳以上の者	令和4年9月20 日から令和6年 3月31日まで
	スパイクバック ス筋注(2価:起 源株/オミクロ ン株BA. 4-5)(令 和4年12月改 正前省令附則第 10条第1項第1 号に規定する方 法)	令和四年秋開始接種	12歳以上の者	令和4年11月 28日から令和6 年3月31日ま で
	コミナティ筋注 5～11 歳用(2 価:起源株/オ ミクロン株BA. 4-5)(令和4年 12月改正前省令 附則第10条第1 項第2号に規定 する方法)	令和四年秋開始接種	5歳以上12歳 未満の者	令和5年3月8 日から令和6年 3月31日まで
	コミナティ RTU 筋注(2価:起源 株/オミクロン 株BA. 1)(令和 4年12月改正前 省令附則第10条 第1項第3号に 規定する方法)	令和四年秋開始接種	12歳以上の者	令和4年9月20 日から令和6年 3月31日まで
	コミナティ RTU 筋注(2価:起源 株/オミクロン	令和四年秋開始接種	12歳以上の者	令和4年10月 13日から令和6 年3月31日ま

	株BA. 4-5) (令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第3号に規定する方法)			で	
--	---	--	--	---	--

備考 既に令和四年秋開始接種を受けた者にあつては初回接種をすることができない。

(令和5年4月3日揭示済)

奈良市告示第175号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により、令和4年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年奈良市条例第35号)第7条第1項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和5年4月3日

奈良市長 仲川元庸

令和5年度
奈良市一般廃棄物処理実施計画

目次

	ページ番号
1 総則	1
(1) 実施計画の目的	1
(2) 実施計画の期間	1
(3) 実施計画の区域	1
2 一般廃棄物処理基本計画の目標値	2
(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標	2
(2) 現状と目標	2
3 一般廃棄物処理実施計画	3
(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体	3
(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可	6
(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策	7
(4) 収集運搬計画	10
(5) 中間処理・再生利用計画	14
(6) 最終処分計画	22
4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画	23
(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体	23
(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可	24
(3) 市民等に対する広報・啓発活動	24
(4) 収集運搬計画	24
(5) 中間処理計画	25

1 総則

(1) 実施計画の目的

奈良市一般廃棄物処理基本計画及び奈良市生活排水処理基本計画を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、令和5年度における施策等をこの実施計画において定める。

(2) 実施計画の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

(3) 実施計画の区域

奈良市全域

2 一般廃棄物処理基本計画の目標値

(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標

奈良市一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月策定）で定める令和13年度（最終目標年度）の数値目標は次のとおり。

令和元年度のごみ搬入量及び処理量を基準として、令和13年度までに以下のとおりごみ減量化をめざします。

- ごみ搬入量を約1/5減量
- 焼却処理量を約1/5減量
- 最終処分量を約1/5減量

(2) 現状と目標

	基準年度 令和元年度 (実績)	直近年度		本計画 令和5年度 (推計値)	中間目標 令和8年度 (目標値)	最終目標 令和13年度 (目標値)	
		令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込み)				
人口	355,529人	352,264人	350,400人	348,500人	338,538人	325,265人	
ごみ搬入量	89,771t	84,674t	82,513t	82,460t	73,256t	69,773t	
令和元年度比	100%	94%	92%	92%	82%	78%	
1人1日当たり	690g	659g	645g	646g	593g	586g	
ごみ搬入量内訳	家庭系ごみ	56,313t	54,477t	52,560t	51,391t	45,142t	43,254t
	令和元年度比	100%	97%	93%	91%	80%	77%
	1人1日当たり	433g	424g	411g	403g	365g	363g
	事業系ごみ	33,458t	30,197t	29,953t	31,069t	28,114t	26,519t
	令和元年度比	100%	90%	90%	93%	84%	79%
1人1日当たり	257g	235g	234g	244g	228g	223g	
焼却処理量	83,839t	80,567t	78,508t	77,460t	68,170t	64,979t	
令和元年度比	100%	96%	94%	92%	81%	78%	
1人1日当たり	644g	627g	614g	607g	552g	546g	
最終処分量	14,696t	12,349t	12,816t	13,134t	12,453t	11,812t	
令和元年度比	100%	84%	87%	89%	85%	80%	
1人1日当たり	113g	96g	100g	103g	101g	99g	
再生利用率	21%	21%	21%	21%	24%	24%	

※令和元年度及び令和3年度の人口は、それぞれの年度末の実績値。その他は各年度末の推計値。

※ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含まない。

※再生利用率は、(市による直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団資源回収量) / (市へのごみ搬入量(発生抑制後)及び再生資源搬入量+集団資源回収量)。

※事業系ごみについては、令和3、4年度はコロナ禍により事業活動が低迷した結果、ごみ搬入量が大きく減少しており、令和5年度は事業活動の回復によりごみ搬入量の増加が予想されるため、上記の推計値としている。

3 一般廃棄物処理実施計画

(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体

ア 家庭から排出される一般廃棄物 ※注1

分別の区分及び該当物	収集運搬方法 ※注2	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず、カセットテープ、ビデオテープ、汚れた落ちないプラスチック製容器包装等	週2回収集 (直営・委託)	破砕可燃物もあわせて焼却し、焼却灰、ばいじん処理物、非鉄類に選別 (直営)	焼却灰は埋立 (直営) ばいじん処理物、非鉄類は埋立 (委託)
燃やせないごみ ガラス類、陶器類、金属類、プラスチック製品等	概ね月2回収集 (直営・委託)	破砕後、破砕可燃物、破砕スクラップ、その他不燃物に選別し、破砕可燃物は焼却 (直営)	破砕スクラップは再生利用 (有価物として売却) その他不燃物は埋立 (直営)
大型ごみ 重量物または45ℓのごみ袋に入らない家電製品、家具、寝具等	電話等申込により収集 ※注3 (直営・委託)		
埋立ごみ 町内清掃等により排出される草木類、土砂類等	自治会等からの申込により収集 (直営・委託)	草木類、土砂類に選別 (委託)	草木類は専門処理業者で再生利用 (委託) 土砂類は埋立 (直営)
有害ごみ 蛍光灯・乾電池等の水銀含有物	大型ごみ収集の際に収集 (直営・委託) 電池類は拠点回収も実施 (直営)	専用容器に保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)
プラスチック製容器包装 プラスチック製の容器及び包装 ※注4	週1回収集 (直営・委託)	選別し、梱包 (委託)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に基づく指定法人(以下「指定法人」という。)から委託された再商品化事業者で再生利用
ガラスびん 無色・茶色・その他の色の飲料、食品等のガラス製容器 ※注4	概ね月1回収集 (委託)	選別し、保管 (委託)	
ペットボトル 飲料、しょうゆ等のペットボトル ※注4	概ね月1回収集 (委託)	選別し、圧縮 (委託)	(委託)
飲料用紙パック 飲料用の内径が白色で500㎖以上の紙製容器 ※注4	又は	選別し、保管 (直営)	再生利用
空き缶 飲料、食品等のアルミ、スチール製容器 ※注4	公共施設で拠点回収	選別し、圧縮 (委託)	(有価物として売却)
古紙類・古布類 新聞紙、雑誌、ダンボール、古着類	環境清美センターで拠点回収	保管 (委託)	再生利用 (委託)
使用済小型家電 携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	公共施設及び民間施設で拠点回収	選別し、保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)
廃陶磁器類 リユースできない陶磁器製食器類	イベント回収	破砕処理 (委託)	専門処理業者で再生利用 (委託)

※注1 市民自ら処理する場合及び市民の意向で許可業者に依頼する場合を除く。

※注2 直営・委託の区別は、収集区域により定める。

※注3 1回の申込につき、0点まで排出可能で、申込日からの2か月後から再度、申し込める。

※注4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第2項に規定する特定容器に係る。

イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物 ※注

分別の区分及び該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず等	随時収集 (許可業者)		家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理
燃やせないごみ 木製家具等			
生ごみ 市立学校園給食等の残さ	随時収集 (直営)	堆肥化し、再生利用 (直営)	
公園ごみ 落ち葉、剪定枝等	随時収集 (委託)		家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理

※注 事業者自ら処理する場合を除く。

ウ 動物の死体 ※注

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
動物の死体 飼犬、飼猫、野生動物等の死体	電話等申込により収集 (直営)		燃やせるごみと同様に処理

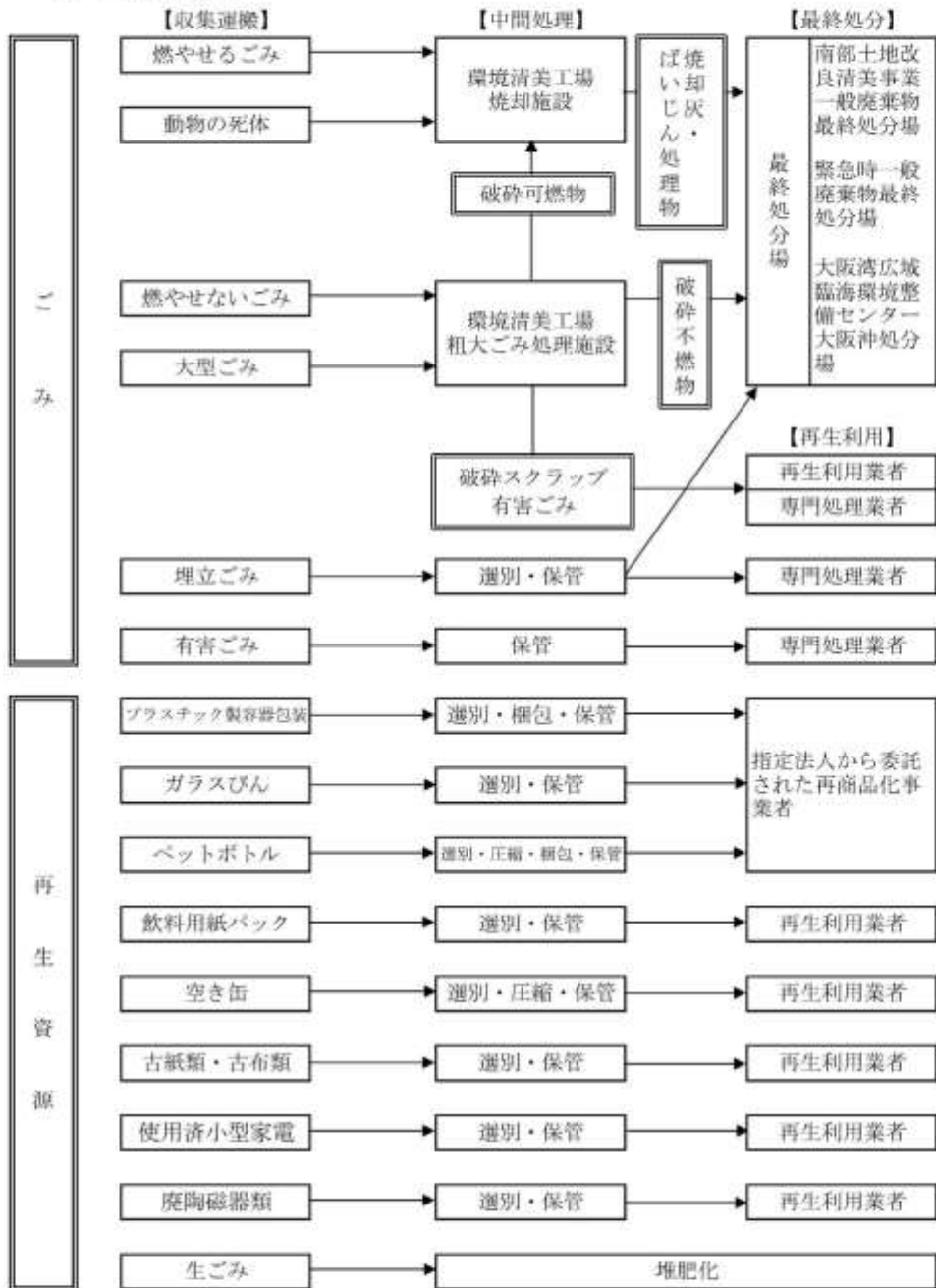
※注 排出者自ら処理する場合を除く。

エ 市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定に基づき、市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物として、以下のものを指定する。

- 紙くず
- 木くず(パレット及び建設業からの木くずを除く)
- 繊維くず

オ ゴミ処理体系



※注 中間処理の選別において生じた残さは、その性状に応じて、焼却、破砕、直接埋立の処理をする。

※注 使用済小型家電・廃陶磁器類については、ボックス回収・イベント回収したものに限り。

※注 生ごみは、市内の保育園・幼稚園・小学校から発生する給食の残さに限る。

(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年4月1日に策定した一般廃棄物の処理業の許可指針に基づくものとする。また、一般廃棄物処理施設設置の許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2に基づくものとする。

イ 許可件数（令和5年3月1日現在）

(7) 収集運搬業

処理する廃棄物の種類	件数
浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物	36
剪定枝木、草、木くず限定	3
剪定枝木、草限定	6
実験動物の死体限定	1
食品廃棄物限定	2

(f) 処分業

処理する廃棄物の種類	件数
剪定枝木、草、木くず限定	3
剪定枝木、草限定	1
びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、繊維くず限定	1
木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	1
木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	2

(g) 処理施設

処理する廃棄物の種類	件数
プラスチック製容器包装及びその残さ（廃プラスチック、ガラスくず、紙くず、金属くず、動植物性残さ、焼却灰、木くず、ゴムくず等）	1

(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策

区分	取組	具体的な内容
3Rの推進	インターネット、広報紙による情報発信	市ホームページ等のインターネットやSNSを活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり、組成分析等のデータを基にして、雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を公民館での講座や、自治会を対象として実施する。
	環境学習の見直し	奈良市のごみ処理の状況及びごみ減量に関する新たな情報を提供し、環境教育の充実を図る。 また、市内小学校に呼び掛け、小学生向け「ごみ減量キャラバン」の活用を促す。
	家庭ごみ分別・減量説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員・市民団体の講師が出向き、説明会を実施する。
	学習用教材の制作	「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため制作したごみに関する学習用教材について継続的に内容の見直しや新たな教材の制作を行い、充実を図る。
	事業者向けごみ適正処理説明会	大規模事業者へ対し、廃棄物の減量及び適正処理等の説明会を年に1回、実施する。
	大規模事業所への指導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。
	E-changes	民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。
	ごみ処理（搬入）手数料の見直し	環境清美工場へのごみ搬入手数料の改定を契機とし、事業所に対しごみの適正処理及び減量の取り組みを進めてもらう。
	家庭ごみ有料化実施の検討	廃棄物処理に係るコストや公平な負担のあり方について検証し、処理費用の適正化を図る。
	リユース交換会	靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらうリユース交換会をイベント等で実施する。
	陶磁器製食器類リユース・リサイクル事業	ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした陶磁器のリユース・リサイクル事業を奈良市内各所で実施する。
	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。
	公共施設等での再生資源・電池類の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所において、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶、家庭用インクカートリッジ、電池類の拠点回収を実施する。（施設により回収品目は異なる。）
	破碎スクラップ回収	破碎された不燃性のごみから鉄・アルミ等を選別し、再生利用業者に売却する。
有害ごみ回収	回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者に委託し、再生利用する。	
再生資源店頭回収小売店等の情報提供	再生資源の店頭回収を行っている小売店等の情報を集約し、市ホームページ等に掲載する。	
使用済小型家電リサイクル	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、使用済小型家電の拠点回収を行い、リサイクルを実施する。	

区分	取組	具体的な内容
3Rの推進	小型家電コンテナ回収	これまで不燃ごみとして処理されていた家電製品を環境清美工場にて別途回収して事業者へ引渡し、再資源化を行う。
	草木類の再生利用	町内清掃により排出された草木類をチップ化し、再生利用する。生産されたチップは希望者に無償で配布する。また、更なる再生利用促進に向けた方法を検討する。
	剪定枝木粉碎機を利用した剪定枝木活用	市が用意した剪定枝をチップ化する「剪定枝粉碎機」を市民自らが使用し、家庭等で発生した剪定枝チップの活用を促進することで、ごみの減量化及びごみ減量啓発に資する。
	汚泥発酵肥料(畑薬)の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を再生し、汚泥発酵肥料(畑薬)を製造する。製造した肥料は市民に無償で配布する。
	生ごみ処理機器等購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器・EMぼかし専用容器)、電気式生ごみ処理機及びダンボールコンポストの購入者に対し、助成を行う。
	給食残渣や草木類の堆肥化	奈良市で収集している給食残渣や草木類から生産した堆肥を活用し、地産地消の仕組みづくりを関係者と進め、地域資源循環サイクルの構築を目指す。
プラスチックごみの処理	プラスチック製ごみの発生抑制・再資源化の推進	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行(令和4年4月)に伴い、ワンウェイプラスチックごみの発生抑制を推進する。また、製造・販売事業者などによる自主回収や市町村の分別収集・再商品化などについて、行政としての取り組み内容の調査・研究を行う。
食品ロス削減	食品ロス削減キャラバン	テーマを「食品ロス削減」に特化した出前講座を実施する。主に市内小学校をターゲットにしており、その他公民館等の成人向けにも開催する。
	てまえどり運動の推進	すぐに食べる食品を買う際、陳列棚の手前の商品から順番に取っていくことで食品の廃棄を減らす購買行動「てまえどり」の普及のため、啓発ポップやポスターを作製し、協力事業者へ提供する。
	フードバンク事業への協力と同事業の周知・啓発	安全に食べられるにもかかわらず、流通することができない食品を企業や個人等から寄付を受け、必要としている方々に無償で提供するフードバンク活動を行う団体に協力するとともに、フードバンク活動について事業者や市民に広く周知し、活動の認知度を向上することで取扱い食品量を増加させ、廃棄量を減少させる。
	3010運動の推進	宴会時等の食べ残し削減を目的に、開始後30分と終了前10分に食事を楽しむ時間を設定して食べる「3010運動」について市民・事業者に向け周知啓発を行うほか、協力店募集などを行っていく。
紙ごみの削減	「雑がみ」リサイクルの啓発強化	雑がみの対象品目や出し方、回収業者及び回収場所を周知することで、紙ごみのより一層の削減を目指す。
	古紙回収協力業者との提携	地域での雑がみ回収の促進に向け、市内で活動する古紙回収業者と協力関係を結び、集団資源回収の拡大を進める。
	古紙類・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。

区分	取組	具体的な内容
多様な主体の 参画・連携	ごみ懇談会との協働	ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ懇談会と協働し、ごみ減量キャラバン等を実施する。
	大学との連携	「奈良市と奈良大学との包括連携協力に関する協定」に基づき、令和元年度から同大学学生有志と「ごみ減量プロジェクト」を起ち上げ、若年層に向けたごみの分別徹底、ごみ減量についての啓発活動などを行っている。今後もこの活動を継続し、他大学へも拡大・発展させていく。
適正処理の推 進	奈良市のごみ事典 ごみ・再生資源の分 け方と出し方	ごみの分別・収集について記載した奈良市のごみ事典を主に市外からの転入者に配布するとともに、ごみ・再生資源の分け方と出し方に係るパンフレットを奈良市ホームページで公開する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市ごみ分別ア プ リ	ごみについて関心の低い若年層を主な対象として、ごみの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向けアプリを配信する。
	ごみ分別用啓発ス テッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
	ごみの収集区分の見 直し	市民の要請や法制度の変更等により、必要があればごみの収集区分を見直す。
	一般廃棄物処理業者 に対する許可基準及 び許可指針の適用	収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者数は市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視の徹底を図るため、新規許可を見合わせる。
	家庭で発生する排出 禁止物の適正な排出 先の確保	排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市清掃会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望する。
	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、自走式コンベアごみ投入検査機を活用しごみ搬入車の積載物の展開検査を随時行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に対し、指導等を行う。
	事業系ごみの出し方 に関するルールの一 徹	奈良市内の事業所へ事業系ごみの適正排出に関する啓発を行い、処理に関するルールの一徹を図る。
	違法な野外焼却や不 法投棄等の防止	市民、事業者への啓発活動を充実し、野外焼却や不法投棄等の防止を図る。 また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサーの設置等を行う。
	適正な運転管理の継 続と運転データ等の 公表	環境清美工場、最終処分場において、適正な運転管理を継続し、運転データ等を公表する。
	最終処分量の削減に よる既存最終処分場 の延命	ごみ減量及び中間処理により、最終処分量を削減し、既存最終処分場の延命を図るとともにフェニックス最終処分場への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を効率的に活用する。
新クリーンセン ター建設	ごみ焼却施設の移転	建設候補地の地権者及び周辺住民の理解を得て、新クリーンセンターの建設計画を進めていく。
災害時の廃棄物 処理	災害時等の廃棄物処理への対応	災害発生時等に迅速に対応することができるよう、災害廃棄物処理計画の見直しを令和3年度に行い、新たな計画を策定した。今後は、計画推進に向けた庁内体制を整備する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量 (令和5年度推計値)

種類	市収集 ※注	許可業者収集	直接搬入	合計	
家庭系	燃やせるごみ	39,861 t	-	1,821 t	41,682 t
	燃やせないごみ	2,628 t	-	2,622 t	5,250 t
	大型ごみ	2,378 t	-	-	2,378 t
	埋立ごみ	2,024 t	-	-	2,024 t
	有害ごみ	57 t	-	-	57 t
	再生資源	5,860 t	-	421 t	6,281 t
	小計	52,808 t	-	4,864 t	57,672 t
事業系	燃やせるごみ	0 t	29,761 t	1,080 t	30,841 t
	燃やせないごみ	0 t	228 t	0 t	228 t
	生ごみ	143 t	-	-	143 t
	小計	143 t	29,989 t	1,080 t	31,212 t
合計	52,951 t	29,989 t	5,944 t	88,884 t	
動物の死体	1,130 体	-	-	1,130 体	

※注 市収集とは、市の直営又は市からの委託による収集

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(7) ごみ収集基地

名 称	環境清美センター事務厚生棟
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地
収 集 区 域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、生ごみ（事業系）、動物の死体

(i) 再生資源収集基地

名 称	リサイクル推進課分室
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
収 集 区 域	奈良市全域
処理する廃棄物の種類	ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

(9) 委託業者収集基地

名 称	株式会社奈良市清美公社
所 在 地	奈良市大安寺西三丁目10番21号
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

名 称	武田環境・大和清掃家庭系ごみ収集運搬業務共同企業体
所 在 地	奈良市八条三丁目737番地の1
取 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装

名 称	株式会社武田環境
所 在 地	奈良市八条三丁目737番地の1
取 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装

ウ 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法

下記のとおり、家庭から排出される一般廃棄物を収集する。

また、収集する日時については市長が別に定める。

なお、ステーション収集を行う種類のごみで、ステーション収集未実施の地区に対しては、ステーション収集の推進を図る。また、小規模ステーションの統合を図る。

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	原則ステーション収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出する。
燃やせないごみ		
大型ごみ	戸別収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「不用品」と「排出者の姓」を記入した紙を貼る。
埋立ごみ	自治会等の申込者の指定する集積場からの収集とする。	排出物の性状に合わせ、市長の指示に従い、排出する。
有害ごみ	戸別収集とする。(電池類は拠点回収も実施)	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「有害ごみ」と「排出者の姓」を記入した紙を貼る。
プラスチック製容器包装	原則ステーション収集とする。	洗浄し、45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、二重袋にせずに排出する。
ガラスびん	ステーション収集とする。	洗浄し、無色・茶色・その他の色に分別し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。
ペットボトル	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
飲料用紙パック	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
空き缶	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
古紙類・古布類	拠点回収(環境清美センター内資源回収場)とする。	拠点に設置された回収場所に排出する。
使用済小型家電	拠点回収とする。	拠点に設置された回収ボックスに排出する。
廃陶磁器類	イベント回収とする。	イベント等において排出する。

エ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の収集方法

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	排出者と許可業者との契約による。	透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。
燃やせないごみ		
生ごみ ※注 公園ごみ	個別に収集する。	市長の指示に従い、排出する。

※注 生ごみは、市内の市立学校園から発生する給食の残さに限る。

オ 市が収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	品目の例示	処理方法
一時多量ごみ	引越し、死去等により、一時的に多量に発生するごみ	市の施設へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼する。
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物	①ユニット形エアコンディショナー ②テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式のもの ③電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ④電気洗濯機及び衣類乾燥機	購入した小売店がわかる場合、又は買い換えの場合は、販売した小売業者に引き取り義務があるため、そこに引取りを依頼する。それ以外の義務外品は、自ら指定引き取り場所又は環境清美センター廃棄物対策課へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図る。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第1に規定する搬入禁止物	①有害な物 薬品、農薬、劇薬 ②危険性のある物 自動車用バッテリー、消火器、LPガスボンベ、ドラム缶等 ③引火性のある物 ガソリン、灯油、プロパンガス等 ④特別管理一般廃棄物に指定されている物 PCB含有物、感染性廃棄物等 ⑤その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物 農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、バイク（オートバイ）、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス等 ⑥設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物 流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、扉、瓦、門扉、フェンス等 ⑦資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品 パソコン等	排出者自ら処理する。または、販売店・メーカー・処理業者に引取、資源化を依頼する。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第2に規定する搬入条件を満たさないもの		搬入条件を満たして排出する。

(5) 中間処理・再生利用計画

ア 再生利用量 ※注

種類		再生利用量
再生資源搬入	プラスチック製容器包装	3,360 t
	ガラスびん	1,589 t
	ペットボトル	464 t
	飲料用紙パック	70 t
	空き缶	470 t
	古紙類・古布類	317 t
	使用済小型家電	10 t
	廃陶磁器類	1 t
	生ごみ	143 t
	小計	6,424 t
破砕スクラップ回収		1,190 t
有害ごみ回収		57 t
草木（剪定・枝木）チップ化等再生利用		660 t
集団資源回収		14,244 t
合計		22,575 t

※注 市内で発生する廃棄物の再生利用として、上記の他に各家庭での生ごみ堆肥化容器及び処理機によるもの、古紙類・古布類の民間拠点回収、販売店による店頭回収、その他事業所による自主的な再生利用等があるが、これらの数値は含めていない。

イ 中間処理・再生利用に係る施設 ※注

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を処理する。

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(7) 直営のごみ処理施設

a 焼却処理施設

名 称	環境清美センターごみ焼却施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	全連続燃焼式	
処 理 能 力	480t/24h (120t/24h×4基)	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ(再生資源選別残さを含む)、破碎可燃物、動物の死体	
処 理 量	燃やせるごみ	72,523 t
	破碎可燃物	4,937 t
	合計	77,460 t
	動物の死体	1,130 体
残 さ 量	焼却灰	6,741 t
	ばいじん処理物	1,300 t
	焼却灰(非鉄)	2,000 t
	合計	10,041 t
処 分 先	焼却灰：南部土地改良清美事業(第二工区)一般廃棄物最終処分場 ばいじん処理物：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場 焼却灰(非鉄)：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場	

b 破砕処理施設

名 称	環境清美センター粗大ごみ処理施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	横軸スイングハンマー式	
処 理 能 力	100 t / 5h	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ（再生資源選別残さを含む）、大型ごみ、有害ごみ ※注	
処 理 量 ※ 注	燃やせないごみ	5,478 t
	大型ごみ	2,378 t
	有害ごみ	57 t
	合計	7,913 t
残 さ 量	破砕可燃物	4,937 t
	破砕不燃物	1,729 t
	破砕スクラップ	1,190 t
	有害ごみ	57 t
	合計	7,913 t
処 分 先	破砕可燃物：環境清美センターごみ焼却施設 破砕不燃物：南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 破砕スクラップ：再生利用業者 有害ごみ：専門処理業者	

※注 破砕ごみ処理施設内で有害ごみの保管を行っている。

(4) 直営または委託先の再生利用施設

a 草木類選別施設

名 称	草木類選別施設	
所 在 地	奈良市奈良阪町2683番地	
処 理 方 法	選別	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	埋立ごみ	
処 理 量 ※ 注	660 t	
処 分 先	草木類：草木（剪定・枝木）資源化施設 土砂類：緊急時一般廃棄物最終処分場	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計雨量に含めない。

b 草木（剪定・枝木）資源化施設

名 称	奈良県コンポスト園事業協同組合	
所 在 地	奈良市大柳生町2705-2、奈良市横井六丁目621-3、奈良市山町1009-1・1010-1・1011-1、奈良市南庄町136、奈良鹿野園町131	
処 理 方 法	チップ化等再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	草木（剪定・枝木）	
処 理 量	560 t	

c 有害ごみ資源化施設

名 称	野村興産株式会社	
所 在 地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1	
処 理 方 法	焙焼処理・水銀回収等再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等	
処 理 量		57 t

d プラスチック製容器包装中間処理施設

名 称	プラスチック製容器包装中間処理施設	
所 在 地	奈良市西九条町五丁目4-3及び4-13地内	
処 理 方 法	選別及び梱包	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装及びその選別残さ	
処 理 量	プラスチック製容器包装	3,360 t
	選別残さ	840 t
	合計	4,200 t
処 分 先	プラスチック製容器包装：指定法人の定める再商品化事業者施設 選別残さ：環境清美センターごみ焼却施設	

e ガラスびん保管施設

名 称	ガラスびん保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別及び屋外保管	
面 積		48 m ²
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	ガラスびん及びその残さ	
処 理 量 ※ 注	ガラスびん（無色）	799 t
	ガラスびん（茶色）	380 t
	ガラスびん（その他の色）	410 t
	合計	1,589 t
処 分 先	ガラスびん：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計雨量に含めない。

イ ペットボトル資源化施設

名 称	ペットボトル圧縮梱包作業所
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	選別、圧縮及び梱包
処 理 能 力	0.7t/h (0.3t/h×1基、0.4t/h×1基)
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル及びその残さ
処 理 量 ※ 注	464 t
処 分 先	ペットボトル：ペットボトル保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計雨量に含まない。

エ ペットボトル保管施設

名 称	ペットボトル保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	屋外保管
面 積	710 m ²
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル
処 理 量	464 t
処 分 先	指定法人の定める再商品化事業者施設

ホ 飲料用紙パック保管施設

名 称	飲料用紙パック保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	選別及び屋外保管
面 積	22 m ²
操 業 形 態	直営
処理する廃棄物の種類	飲料用紙パック及びその残さ
処 理 量 ※ 注	70 t
処 分 先	飲料用紙パック：再生利用業者 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計雨量に含まない。

i 空き缶資源化施設

名 称	空き缶選別作業所	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	機械選別及び圧縮	
処 理 能 力	1.33t/h (0.63t/h、0.7t/h)	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶及びその残さ	
処 理 量 ※ 注	アルミ缶	230 t
	スチール缶	240 t
	合計	470 t
処 分 先	空き缶：空き缶保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計雨量に含まれない。

j 空き缶保管施設

名 称	空き缶保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	460 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶	
処 理 量	アルミ缶	230 t
	スチール缶	240 t
	合計	470 t
処 分 先	再生利用業者	

1 古紙類・古布類保管施設

名 称	古紙類・古布類保管施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	50 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	新聞、雑誌、ダンボール、古布類	
処 理 量	新聞	20 t
	雑誌	140 t
	ダンボール	90 t
	古布類	67 t
	合計	317 t
処 分 先	再生利用業者	

m 使用済小型家電資源化施設

名 称	大栄環境株式会社三木リサイクルセンター	
所 在 地	兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷132番地8	
処 理 方 法	選別・保管後、再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	
処 理 量	10 t	

n 廃陶磁器類資源化施設

名 称	藤野興業株式会社資源リサイクルセンター森屋工場	
所 在 地	大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋 630-1	
処 理 方 法	破砕処理後、再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	廃陶磁器製食器類	
処 理 量	1 t	

(ウ) 処分業許可業者の施設

名称	所在地	処理する廃棄物の種類	処理能力
(株) オギタ	奈良市大柳生町2705-2	剪定枝木、草、木くず	2.0t/24h
石庭園グリーンサービス	奈良市横井六丁目621-3	剪定枝木、草	4.54t/24h
リプロ/ヨシダ	奈良市山町1009-1・1010-1・1011-1	剪定枝木、草、木くず	2.52t/24h
奈良市エコロジー事業(協)	奈良市北之庄町23-2	びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、木くず、繊維くず	4.8t/24h
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目5-2	木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	1.0t/24h
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6-6	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	34.19t/24h
(株) I・T・O	奈良市南庄町136	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	60t/24h
E・G・C	奈良市鹿野園町131	剪定枝木、草、木くず	4.5t/24h

(6) 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場(第二工区)

所在地	奈良市米谷町1857番地 他	
敷地面積	82,920㎡	
埋立面積	58,100㎡	
埋立容量	747,900㎡	
操業形態	直営	
埋立対象物	焼却灰、破砕不燃物	
処分量	焼却灰	6,741 t
	破砕不燃物	1,729 t
	合計	8,470 t

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	奈良市奈良阪町1325番地 他	
敷地面積	46,611㎡	
埋立面積	27,400㎡	
埋立容量	264,403㎡	
操業形態	直営	
埋立対象物	土砂類	
処分量	1,364 t	

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場

所在地	大阪市此花区北港緑地地先	
処分場面積	95ha	
埋立容量	13,975,000㎡	
埋立対象物	ばいじん処理物、焼却灰(非鉄)	
処分量	ばいじん処理物	1,300 t
	焼却灰(非鉄)	2,000 t
	合計	3,300 t
埋立計画	埋立対象物は委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分される。	

4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画

(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体

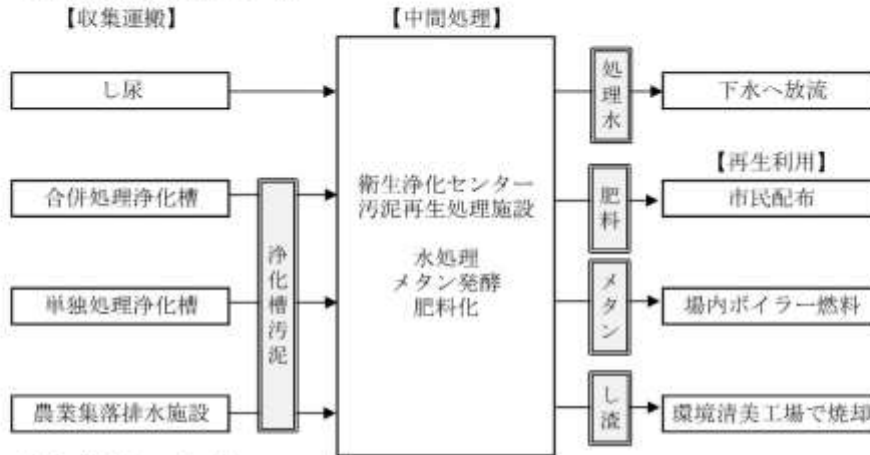
※都祁・月ヶ瀬地域は、奈良市と山添村により構成される一部事務組合である山辺環境衛生組合が処理主体となる。

ア 処理方法及びその主体

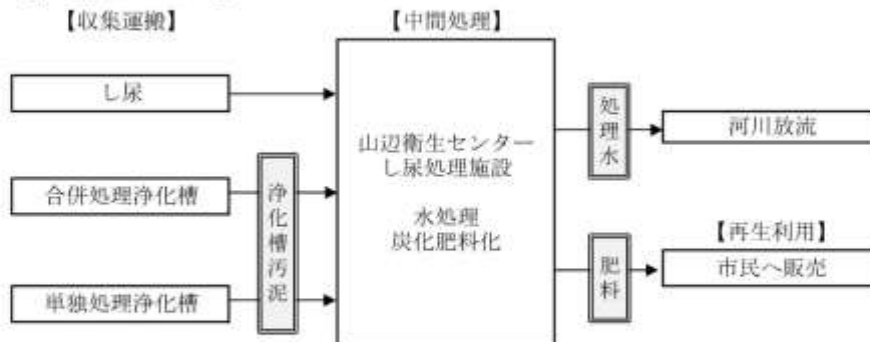
該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
し尿	概ね月1回収集 (委託)	○月ヶ瀬・都祁を除く地域	○月ヶ瀬・都祁を除く地域
浄化槽汚泥	浄化槽清掃業許可業者が清掃にあわせて収集 (許可業者)	し尿・浄化槽汚泥は高負荷脱窒素処理方式で処理 (直営) ○月ヶ瀬・都祁地域 高負荷脱窒素処理方式 (直営)	汚泥は肥料として再生利用 (直営) ○月ヶ瀬・都祁地域 汚泥は炭化肥料化し、再生利用 (直営)

イ 処理体系

【奈良市衛生浄化センター】



【山辺衛生センター】



(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可

許可件数（令和3年3月1日現在）

種類	件数
収集運搬業	1
収集運搬業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4
浄化槽清掃業	1
浄化槽清掃業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4

(3) 市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業者に啓発する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量（都祁・月ヶ瀬地域除く）

種類	令和3年度(実績値)		令和5年度(推計値)	
	市収集	許可業者収集	市収集	許可業者収集
し尿	3,008 kℓ	0 kℓ	2,865 kℓ	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ	12,995 kℓ	0 kℓ	12,778 kℓ
計	3,008 kℓ	12,995 kℓ	2,865 kℓ	12,778 kℓ
合計	16,003 kℓ		15,643 kℓ	

イ 収集運搬する廃棄物の量（都祁・月ヶ瀬地域）

種類	令和3年度(実績値)		令和5年度(推計値)	
	組合収集	許可業者収集	組合収集	許可業者収集
し尿	593 kℓ	0 kℓ	610 kℓ	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ	5,057 kℓ	0 kℓ	5,200 kℓ
計	593 kℓ	5,057 kℓ	610 kℓ	5,200 kℓ
合計	5,650 kℓ		5,810 kℓ	

(5) 中間処理計画

衛生浄化センター汚泥再生処理施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処理方法	高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥はメタン発酵・肥料化を行う。 また、残さは環境清美工場で焼却する。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	90kℓ/24h
	生ごみ	3.4t/24h
操業形態	直営(ただし、運転管理は委託)	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥	
処理量	し尿	2,865 kℓ
	浄化槽汚泥	12,778 kℓ
	合計	15,643 kℓ
残さ量	5 t	
堆肥化量	138 t	
残さ処分先	環境清美工場焼却処理施設	

山辺環境衛生組合 山辺衛生センター

所在地	山辺郡山添村大字遅瀬2384番地	
処理方法	高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥は炭化処理し肥料化を行う。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	20kℓ/24h
操業形態	一部事務組合	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥	
処理量	し尿	610 kℓ
	浄化槽汚泥	5,200 kℓ
	合計	5,810 kℓ
堆肥化量	(山添村で発生 of 汚泥由来分を含む) 17 t	

※処理残渣は発生せず、汚泥はすべて炭化肥料となる。

(令和5年4月3日揭示済)

奈良市告示第176号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月3日

奈良市長 仲川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市八条一丁目790-1 公益社団法人 奈良市シルバー人材センター 理事長 西谷 忠雄	放置自転車等移動手数料 放置自転車等保管手数料

2 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(令和5年4月3日揭示済)

奈良市告示第177号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月3日

奈良市長 仲川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 公益財団法人 自転車駐車場整備センター 理事長 石井 喜三郎	奈良市中筋自転車駐車場の使用料

2 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(令和5年4月3日揭示済)

奈良市告示第178号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月3日

奈良市長 仲川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市杏町583番地1 株式会社マサミチ 代表取締役 田中 将資	奈良市高の原第一自転車駐車場、奈良市高の原第二自転車駐車場、奈良市高の原第三自転車駐車場、奈良市高の原第四自転車駐車場の使用料

2 委託の期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

(令和5年4月3日揭示済)

奈良市告示第179号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年4月3日

奈良市長 仲川 元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市柏木町519番地の7 一般社団法人 奈良市医師会 会長 国分 清和	休日夜間応急診療所使用料 休日夜間応急診療所手数料
奈良市二条町二丁目9番2号 一般社団法人 奈良市歯科医師会 会長 森 直樹	休日歯科応急診療所使用料

2 委託の期間

委託の期間	徴収事務
令和5年4月1日から令和5年6月30日まで	休日夜間応急診療所使用料 休日夜間応急診療所手数料
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	休日歯科応急診療所使用料

(令和5年4月3日揭示済)

奈良市告示第180号

奈良市老人福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年4月4日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮町1702番地の1
奈良市東福祉センター
奈良市百楽園一丁目9番13号
奈良市西福祉センター
奈良市右京一丁目1番地の4
奈良市北福祉センター
奈良市南永井町45番地の1
奈良市南福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町79番地の4
社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会
会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人福祉センター条例（昭和43年奈良市条例第47号）第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設及び附属施設の維持管理に関すること。
- (4) 施設等使用料の徴収に関すること。
- (5) その他市長が定めること。

(令和5年4月4日揭示済)

奈良市告示第181号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月5日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
堤 小太郎		あんま	令和5年 2月28日
つつみ鍼灸整骨院	奈良県奈良市六条一丁目1番12号		
堤 小太郎		はり・きゅう	令和5年 2月28日
つつみ鍼灸整骨院	奈良県奈良市六条一丁目1番12号		

(令和5年4月5日揭示済)

奈良市告示第182号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年4月5日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
堤 小太郎		あんま	令和5年 3月1日
かどわき接骨院	奈良県奈良市京終地方東側町18番地		
堤 小太郎		はり・きゅう	令和5年 3月1日
かどわき接骨院	奈良県奈良市京終地方東側町18番地		

(令和5年4月5日揭示済)

奈良市告示第183号

奈良市都祁福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年4月5日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市蘭生町1922番地の8
奈良市都祁福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町79番地の4
社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会
会長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市都祁福祉センター条例（平成17年奈良市条例第25号）第3条に規定する事業の実施に関すること。
(2) 奈良市都祁福祉センターの使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 奈良市都祁福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。

- (4) 施設等使用料の徴収に関する事。
- (5) その他市長が定める事。

(令和5年4月5日揭示済)

奈良市告示第184号

奈良市月ヶ瀬福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年4月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬尾山1124番地
奈良市月ヶ瀬福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町79番地の4
社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会
会長 福井重忠
- 3 指定管理者の指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市月ヶ瀬福祉センター条例（平成16年奈良市条例第54号）第3条（第3号を除く。）に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市月ヶ瀬福祉センターの使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 奈良市月ヶ瀬福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) 施設等使用料の徴収に関する事。
 - (5) その他市長が定める事。

(令和5年4月5日揭示済)

奈良市告示第185号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年4月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市杏町79番地の4 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 会長 福井重忠	奈良市老人福祉センター使用料

- 2 委託の期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(令和5年4月5日揭示済)

奈良市告示第186号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により奈良市森林整備計画をたてたので、当該森林整備計画を閲覧に供します。

令和5年4月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 閲覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 観光経済部農政課

(令和5年4月5日揭示済)

奈良市告示第187号

奈良市国民健康保険料督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)第22条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和5年4月6日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度	期別	発送年月日	納期限
令和3年度国民健康保険料督促状	7月期	令和3年8月20日	令和3年9月3日
令和3年度国民健康保険料督促状	8月期	令和3年8月17日	令和3年10月1日
令和3年度国民健康保険料督促状	9月期	令和3年10月20日	令和3年11月4日
令和3年度国民健康保険料督促状	10月期	令和3年11月19日	令和3年12月3日
令和3年度国民健康保険料督促状	11月期	令和3年12月20日	令和4年1月4日
令和3年度国民健康保険料督促状	12月期	令和4年1月17日	令和4年1月31日
令和3年度国民健康保険料督促状	1月期	令和4年2月17日	令和4年3月3日
令和3年度国民健康保険料督促状	2月期	令和4年3月17日	令和4年3月31日
令和3年度国民健康保険料督促状	3月期	令和4年4月20日	令和4年5月6日
令和4年度国民健康保険料督促状	6月期	令和4年12月20日	令和5年1月4日
令和4年度国民健康保険料督促状	6月期	令和5年1月17日	令和5年1月31日
令和4年度国民健康保険料督促状	7月期	令和4年12月20日	令和5年1月4日
令和4年度国民健康保険料督促状	7月期	令和5年1月17日	令和5年1月31日
令和4年度国民健康保険料督促状	8月期	令和4年12月20日	令和5年1月4日
令和4年度国民健康保険料督促状	8月期	令和5年1月17日	令和5年1月31日
令和4年度国民健康保険料督促状	9月期	令和4年12月20日	令和5年1月4日
令和4年度国民健康保険料督促状	9月期	令和5年1月17日	令和5年1月31日
令和4年度国民健康保険料督促状	9月期	令和4年10月20日	令和4年11月4日
令和4年度国民健康保険料督促状	10月期	令和4年11月17日	令和4年12月1日
令和4年度国民健康保険料督促状	10月期	令和4年12月20日	令和5年1月4日
令和4年度国民健康保険料督促状	10月期	令和5年1月17日	令和5年1月31日
令和4年度国民健康保険料督促状	11月期	令和4年12月20日	令和5年1月4日
令和4年度国民健康保険料督促状	11月期	令和5年1月17日	令和5年1月31日
令和4年度国民健康保険料督促状	12月期	令和5年1月17日	令和5年1月31日
令和4年度国民健康保険料督促状	1月期	令和5年2月20日	令和5年3月6日
令和4年度国民健康保険料督促状	2月期	令和5年3月16日	令和5年3月30日

2 この公示送達により変更した後の指定期限

令和5年4月24日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和5年4月6日揭示済)

奈良市告示第188号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年4月6日

奈良市長 仲川 元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市杏町79番地の4 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 会長 福井 重忠	奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料 奈良市都祁福祉センター使用料

2 委託の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(令和5年4月6日揭示済)

奈良市告示第189号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により横田町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月6日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	巽 喜光 奈良市横田町408番地	北森 重人 奈良市茗荷町1432番地

2 変更の年月日

令和5年4月1日

(令和5年4月6日揭示済)

奈良市告示第190号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により六条緑町三丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月6日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	川村 和之 奈良市六条緑町三丁目6番4号	高田 哲朗 奈良市六条緑町三丁目4番8号

2 変更の年月日

令和5年4月1日

(令和5年4月6日揭示済)

奈良市告示第191号

奈良市柳生の里観光施設（旧柳生藩家老屋敷、旧柳生藩陣屋跡、柳生観光駐車場）の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年4月7日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市柳生町 155 番の 1
 旧柳生藩家老屋敷
 奈良市柳生町 337 番地
 旧柳生藩陣屋跡
 奈良市柳生下町 491 番地
 柳生観光駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称
 奈良市柳生町 155 番地の 1
 柳生観光協会
 会長 三浦 孝造

3 指定管理者の指定の期間
 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲
 (1) 観光施設の入場及び使用の承認及び制限に関すること。
 (2) 観光施設の施設及び設備等の維持管理に関すること。
 (3) その他市長が定めること。

(令和5年4月7日掲示済)

奈良市告示第 192 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和5年4月10日

奈良市長 仲川 元庸

1 廃止年月日 令和5年3月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970105140	居宅介護支援	株式会社リールステージ	奈良県奈良市大宮町五丁目3番地14不 動ビル4階406号	リールケアプラン センター奈良	奈良県奈良市大宮町 五丁目3番地14不 動ビル4階406号
2970190142	居宅介護支援	株式会社リールステージ	奈良県奈良市大宮町五丁目3番地14不 動ビル4階406号	リールケアプラン センター学園前	奈良県奈良市学園 朝日町4-4

(令和5年4月10日掲示済)

奈良市告示第 193 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和5年4月10日

奈良市長 仲川 元庸

1 廃止年月日 令和5年3月7日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970107286	訪問介護	株式会社てるてる・ぼうず	奈良県奈良市紀寺町684番地メゾン 紀寺4号	てんきになあれ。	奈良県奈良市紀寺 町684番地メゾン 紀寺4号

2 廃止年月日 令和5年3月19日

事業所番号	サービスの種類	事業者	事業所
-------	---------	-----	-----

	種類	法人名	住所	名称	住所
2970103137	通所介護	有限会社ドリーム平田	奈良県奈良市杉ヶ町51番7杉ヶ町北ビル1階	ドリーム平田デイサービスセンター	奈良県奈良市杉ヶ町51番7杉ヶ町北ビル1階

3 廃止年月日 令和5年3月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970107740	訪問介護	ケアテラス株式会社	奈良県奈良市二名三丁目952-1	けいはんなヘルパーステーション中山町	奈良県奈良市中山町2番1
2970107732	訪問介護	ケアテラス株式会社	奈良県奈良市二名三丁目952-1	けいはんなヘルパーステーションあやめ池	奈良県奈良市西大寺竜王町一丁目4番75号
2970105041	訪問介護	ケアテラス株式会社	奈良県奈良市二名三丁目952-1	けいはんなヘルパーステーション押熊	奈良県奈良市押熊町1526番地

(令和5年4月10日揭示済)

奈良市告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月10日

奈良市長 仲川 元 庸

整理番号	路線名	区 間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	中部第912号線	奈良市あやめ池南二丁目1183番3地先から 奈良市疋田町二丁目630番3地先まで	前	4.3~10.9	1131.1	
			後	4.3~12.0	1131.1	

(令和5年4月10日揭示済)

奈良市告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月10日

奈良市長 仲川 元 庸

整理番号	路線名	区 間		延長(m) 幅員(m)
1	中部第912号線	奈良市あやめ池南二丁目1183番3地先から	奈良市疋田町二丁目630番3地先まで	L=1131.1 W=4.3~12.0

(令和5年4月10日揭示済)

奈良市告示第196号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示する。

令和5年4月10日

奈良市長 仲川 元 庸

1 事業計画が決定された年月日

令和5年4月1日

2 調査を実施する者の名称

奈良市

3 調査地域

奈良市学園新田町、鶴舞西町の一部、南登美ヶ丘、登美ヶ丘一丁目、学園北一丁目、鶴舞東町の一部、学園朝日町

4 調査期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(令和5年4月10日揭示済)

奈良市告示第197号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により南登美ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月10日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	橋本 由紀子 奈良市南登美ヶ丘1番18号	近藤 紀子 奈良市南登美ヶ丘1番16号

2 変更の年月日

令和5年4月1日

(令和5年4月10日揭示済)

奈良市告示第198号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年4月12日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
七条西町一丁目52番3号	六条西三丁目23番40号	中登美ヶ丘六丁目20番25号
芝辻町二丁目11番28号	六条西三丁目23番39号	中登美ヶ丘六丁目20番26号
青野町一丁目8番16号	六条西三丁目23番34号	中登美ヶ丘六丁目20番28号
西登美ヶ丘五丁目14番7号	六条西三丁目23番35号	中登美ヶ丘五丁目21番17号
あやめ池南八丁目5番8号	六条西三丁目23番36号	中登美ヶ丘五丁目21番18号
疋田町一丁目6番17号	あやめ池南五丁目7番30号	中登美ヶ丘五丁目21番19号
大安寺二丁目11番11号	四条大路一丁目7番20-3号	中登美ヶ丘五丁目21番20号
登美ヶ丘五丁目15番2-1号	秋篠三和町二丁目9番22号	中登美ヶ丘五丁目23番17号
東登美ヶ丘一丁目11番9号	富雄北一丁目18番63号	中登美ヶ丘五丁目23番16号
四条大路三丁目3番13-5号	藤ノ木台一丁目2番30-2号	中登美ヶ丘五丁目23番5号
大森西町23番6号	平松四丁目17番13号	中登美ヶ丘五丁目23番4号
学園緑ヶ丘一丁目13番13号	北登美ヶ丘一丁目8番28号	中登美ヶ丘五丁目20番13号
東登美ヶ丘四丁目3番16号	四条大路四丁目2番69号	中登美ヶ丘五丁目20番12号
学園緑ヶ丘二丁目5番43号	芝辻町三丁目8番26-1号	中登美ヶ丘五丁目20番11号
学園緑ヶ丘二丁目5番40号	若葉台一丁目11番4号	四条大路三丁目3番8-4号
学園緑ヶ丘二丁目5番39号	大森西町23番21-2号	
六条西三丁目23番45号	学園緑ヶ丘三丁目7番6号	
六条西三丁目23番43号	秋篠早月町7番11号	
六条西三丁目23番41号	六条緑町一丁目10番18号	

(令和5年4月12日揭示済)

奈良市告示第199号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年4月12日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更する住居番号

住居表示を変更した建造物の表示	
変更前	東登美ヶ丘五丁目12番18号
変更後	東登美ヶ丘五丁目12番14号

(令和5年4月12日揭示済)

奈良市告示第200号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桜ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月13日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市都祁白石町1304番地の41	奈良市都祁白石町1304番地の42
代表者の氏名 及び住所	中島 重信 奈良市都祁白石町1304番地の41	水田 周一 奈良市都祁白石町1304番地の42

2 変更の年月日

令和5年4月1日

(令和5年4月13日揭示済)

奈良市告示第201号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により六条緑町二丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月13日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	北川 郁代 奈良市六条緑町二丁目10番6号	三嶋 大樹 奈良市六条緑町二丁目14番11号

2 変更の年月日

令和5年4月1日

(令和5年4月13日揭示済)

奈良市告示第202号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により長谷町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月13日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	下谷 賢一 奈良市長谷町771番地	今西 孝一 奈良市長谷町999番地

2 変更の年月日
令和 5 年 4 月 1 日

(令和 5 年 4 月 13 日揭示済)

奈良市告示第 203 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により秋篠早月町第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 13 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	百田 憲司 奈良市秋篠早月町 7 番 8 号	久保田 晋佑 奈良市秋篠早月町 1 番 6-2 号

2 変更の年月日
令和 5 年 4 月 1 日

(令和 5 年 4 月 13 日揭示済)

奈良市告示第 204 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 13 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 5 年 4 月 5 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 5 年 4 月 13 日揭示済)

奈良市告示第 205 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第 5 項の規定により告示する。

令和5年4月14日

奈良市長 仲川元庸

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和5年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算した金額とする。

3 包括外部監査契約の相手方の氏名及び住所

氏名 瀨瀬 和雅

住所 兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目9番18-202号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

契約の定めるところによる。

(令和5年4月14日揭示済)

奈良市告示第206号

令和5年奈良市告示第158号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

令和5年4月14日

奈良市長 仲川元庸

別紙1の表中

今村糖尿病内科 津田外科診療所	秋篠新町269-4					○										○					
--------------------	-----------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

を

今村糖尿病内科 津田外科診療所	秋篠新町269-4					○										○					○	
--------------------	-----------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--

に、

済生会奈良病院	八条四丁目643					○		○		○		○		○		○		○		○		○	
---------	----------	--	--	--	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

を

済生会奈良病院	八条四丁目643					○		○		○		○		○		○		○		○		○	
西大寺駅前内科リ ウマチクリニック	西大寺南町5-29 大和西大寺 駅前第二ビル1階																					○	

に、

しだ小児科クリ ニック	中登美ヶ丘三丁目1					○		○		○		○		○		○		○		○		○	
----------------	-----------	--	--	--	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

を

しだ小児科クリ ニック	中登美ヶ丘三丁目1					○		○		○		○		○		○		○		○		○	
島田医院	富雄北一丁目2-23																					○	

に、別紙2の表中

いけだクリニック	中町4842-1	93-4381
----------	----------	---------

を

いけだクリニック	中町4842-1	93-4381
いしかわ心臓クリニック	富雄元町二丁目6-48 ライ オンズプラザ富雄1F	81-9500

に改める。

(令和5年4月14日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第19号

奈良市企業局公金徴収事務等委託規程（平成6年奈良市水道局管理規程第11号）第4条の規定に基づき、次のとおり徴収事務等を委託したので告示する。

令和5年4月3日

奈良市公営企業管理者 池田 修

- 1 委託の範囲 宿日直窓口における水道料金及び下水道使用料等の収納業務
- 2 受託者 奈良市芝辻町四丁目6-2
南都ビルサービス株式会社
代表取締役 坂口 耕一
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和5年5月31日まで

(令和5年4月3日揭示済)

奈良市企業局告示第20号

奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり告示する。

なお、関係図書は令和5年4月3日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年4月3日

奈良市公営企業管理者 池田 修

賦課対象区域（第2負担区）
敷島町二丁目の一部

(令和5年4月3日揭示済)

奈良市企業局告示第21号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和5年4月3日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月3日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和5年4月17日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
五条畑一丁目597-1 他	①	分流	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
窪之庄町	②	分流	
西大寺栄町	③	分流	
西大寺栄町	④	分流	
西大寺北町四丁目418-1 他	⑤	分流	
あやめ池南四丁目1240-202	⑥	分流	
五条町296-13	⑦	分流	
六条一丁目801-3 他	⑧	分流	

位置図省略

(令和5年4月3日揭示済)

奈良市企業局告示第22号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年4月4日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
エクステリア川口	川口 明	奈良市大安寺町544番地の12	令和5年3月29日

(令和5年4月4日揭示済)

奈良市企業局告示第23号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第4号）第10条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年4月11日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
有限会社 玉岡設備工業	代表取締役 玉岡敏秀	奈良県宇陀市榛原長峯7番地の1	令和5年4月6日

(令和5年4月11日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年4月3日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市杉ヶ町23番地 公益財団法人 奈良市生涯学習財団 理事長 西谷 忠雄	公民館施設使用料

2 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(令和5年4月3日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第22号

令和5年4月9日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更しました。

令和5年4月3日

奈良市選挙管理委員会
委員長 植田 茂

1 解任する者

第26投票区投票管理者の職務を代理すべき者 省略

2 選任する者

第 26 投票区投票管理者の職務を代理すべき者 省略

(令和 5 年 4 月 3 日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 23 号

令和 5 年 4 月 9 日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における投票管理者を次のように変更しました。
令和 5 年 4 月 4 日

奈良市選挙管理委員会
委員長 植田 茂

- 1 解任する者
第 93 投票区投票管理者 省略
- 2 選任する者
第 93 投票区投票管理者 省略

(令和 5 年 4 月 4 日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 24 号

令和 5 年 4 月 9 日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更しました。
令和 5 年 4 月 6 日

奈良市選挙管理委員会
委員長 植田 茂

- 1 解任する者
第 23 投票区投票管理者 省略
第 23 投票区投票管理者の職務を代理すべき者 省略
- 2 選任する者
第 23 投票区投票管理者 省略
第 23 投票区投票管理者の職務を代理すべき者 省略

(令和 5 年 4 月 6 日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 5 号

奈良市農業委員会令和 5 年 4 月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和 32 年奈良市農業委員会告示第 3 号)第 2 条第 1 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 7 日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

- 1 日時
令和 5 年 4 月 14 日 (金) 午後 1 時 30 分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所中央棟地下 1 階 地下会議室
- 3 審議案件
・法令等に基づく事務関係
(1) 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 3 条、第 4 条及び第 5 条に関する許可申請及び届出について
(2) 農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
(3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について
(4) 生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号)第 13 条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
(5) 生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号)第 13 条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
(6) 知事許可について

(令和5年4月7日揭示済)